

内閣府「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									支援事例		
											団体名	支援事例	
60	白 地方に対する規制緩和	医療・福祉	特保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化	<p>幼児連携型認定こども園は「学校及び児童福祉施設として」の法的位置づけを持つ第一歩として、指導・監督や財政措置の一元化が図られたところである。</p> <p>一方、その施設整備に係る補助制度については、2つの制度(保育労働者賃金、文部科学省所管)に分かれて実施されている。一つの法律に基づき一つの施設を整備する際の補助制度であることから、これら2つの補助制度の併用は申請・審査等の一連の事務手続きについて、一元的に処理できる体制を整えるよう、国において所定の措置を行うこと。</p> <p>【これまでとの対応】 補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査・申請(保育労働者賃金及び文部科学省)がそれぞれ重複して行うなど、非効率的な状況にある。また、安心こども基金の減額が減少していない。今後一元的な施設整備に対する基金も導入してきており、偏った事務手続きの簡便化では支援は解消できず、改めて抜本的改善が必要と考える。</p> <p>【効果】 ■保育所整備交付金(厚生労働省所管)：国から市町村への直接補助 ■幼稚園整備交付金(文部科学省所管)：国から都道府県経由で市町村への間接補助</p>	<p>児童福祉法第56条の4の3 児童福祉法施行規則第4条第4項 保育所整備交付金交付要綱</p>	<p>内閣府、文部科学省、厚生労働省</p>	<p>広島県、中国地方知事会、近畿、三重県、兵庫県、奈良県、大阪府、和歌山県、徳島県、香川県、高松市、岡山県、広島市</p>	<p>東京都、秋田県、山形県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高松市、岡山県、広島市</p>	<p>東京都、秋田県、山形県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高松市、岡山県、広島市</p>	<p>東京都、秋田県、山形県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高松市、岡山県、広島市</p>	<p>東京都、秋田県、山形県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高松市、岡山県、広島市</p>	<p>認定こども園の施設整備に係る支援については、文部科学省及び厚生労働省で、事業基金や内示時期を合わせる対応や協議書の様式の統一化、申請スケジュールの事前周知等に努め、事務負担の軽減を行ったところであるが、更なる事務手続の負担軽減に向けて引き続き努力していきたい。</p>	

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対比方針 (平成28年12月26日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>これまで改善の意図はされているところであるが、共用部分の区分計算や所管する者行ごとの協議・調整が必要であるといった支援は依然として提供されていない。同一の法律に基づく、同一の施設に対する補助制度であり、本来不要な手続きを解消するため、補助制度の一元化を実現していただきたい。</p>		<p>【山形県】 申請時期等を合わせる等ではなく、全体を1つの施設整備として申請手続きができる制度としなければ事務的経費にはつながらず、不十分である。 【横浜市】 現状の2つに分かれている補助制度の下では、「募集時期や内訳時期を合わせる」「様式の統一化など制度的な対応に留まっており、突発事例に挙げられている事務負担を軽減するための根本的な課題解決を行うことは難しいと想定されるため、一元化を要望する。 【静岡市】 事務手続きの負担軽減だけでなく、一元的に処理できる体制づくりについて検討をしていただきたい。 【岩手県】 ○交付金制度の一元化が最善であるが、一元化が困難な場合は、現行の施設の共有部分における効率的な定員数による区分方式を廃止し、どちらか一方に合わせるなど、効率的な事務処理が行えるよう改善を求めたい。 【長崎県】 内訳の状況により予算議案の動きが変動することや、申請額より内訳額が低くなる可能性がある際は事業者に対して一定の報告をしておく必要があるため、可能な範囲内で内訳の時期及び額について事前に情報提供してほしい。 【熊本県】 事務手続き簡素化がなされていることは理解しているが、事務が煩雑になっている根本的な問題は、省庁連携型認定こども園と1つ1つの児童福祉施設と対して、異なる2つの者行から補助金の交付がなされている点であり、補助及び事務手続きを行う所管の一元化を求め、事務手続きの簡素化では根本的な負担軽減にはつながらないだけでなく、自治体から幼保連携型認定こども園への施設性事務補助がない一様な支援環境になっている。(例:事務、同じ種類の保育所及び認定こども園での基準額の違い、対象経費の違い、直接補助・間接補助の違い、災害復旧費における取扱いの違い等)</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>保育所整備交付金及び認定こども園施設整備交付金について、これまでに改善を行った保育所部分と幼稚園部分の事業時期・内訳時期の統一化や年間スケジュールの事前照会等について引き続き取り組む。異なる様式の統一化、事業費案分の間の様式例の提示等、事務手続きの負担軽減について検討していきたい。</p>	<p>【内閣府】 (6)児童福祉法(第22法164)及び認定こども園施設整備交付金 認定こども園施設整備交付金及び保育所整備交付金については、申請に関する事務的統一化を図ると、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)</p>

各府県からの第1次調査を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次調査を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容	
見解	補足資料	見解	補足資料					
<p>第1次回答では、「代替保育の提供」だけでなく「卒園後の受け皿」と「保育内容の支援」にも言及され、その重要性を踏まえ対応を促しているが、本市の提案は「代替保育の提供」に係る事項であり、「卒園後の受け皿」と「保育内容の支援」については本市もその重要性を十分認識している。「代替保育の提供」の重要性を十分に認識しているが、その点も踏まえていただき。</p> <p>保育・保育施設以外の事業(小規模保育事業、一時預かり事業等)による代替保育の提供を認める。</p> <p>同一法人・系列法人内での人員調整による対応が可能なことや、地域型保育事業所で確保した保育者により対応可能な場合等は、代替保育の提供に関する連携施設提供は不要であることと連携施設に関する連携しないことを理解し、明文化する。</p> <p>本市では、対応として、保育・保育施設以外の事業による代替保育の提供を実施しているが、それは、職員配置や中核的基盤の確保、専任保育士を確保するリスクという点で、教育・保育施設とそれ以外の事業に大きな差はないとの考えからである。対応を認めると同時に、代替保育の提供を教育・保育施設に限るものとする。その理由を説明していただきたい。</p> <p>また、市内幼稚園からは、幼稚園は3歳以降の保育を担う機関で0・1歳児保育の実績がなく、代替保育の提供には不足が必ず発生できるとの意見がある。一方、小規模保育事業は0・1歳児に特化しており、一時預かり事業も0・1歳児に対応している。その点も踏まえ、代替保育の提供を教育・保育施設に限る理由をお示しいただきたい。</p>		<p>【練馬区】</p> <p>○制度上求められている連携施設の役割には、保育連携、代替保育、受け皿確保があるが、これら一つの施設で対応することは不可能である。本区では、地域型保育事業と認可保育所等との協働・連携の工夫から、おおよそ連携項目別に連携施設を、あるいは、受け皿の中で複数施設と連携するなど、種別で負担が大きくなる仕組みとなっている。</p> <p>【足立区】</p> <p>○代替保育は、地域型保育施設と連携施設の連携、連携関係および周辺の環境が重要であり、受け皿には受け皿としての機能が最大の課題である。</p> <p>○これらの課題がある一方、待機児童解消に向け、地域ごとの保育需要に対応した地域型保育施設の整備を、両市の連携でいかに行っていく必要がある。この対応方針については、利用調整しており、受け皿の確保と利用調整を円滑に実施する仕組みも必要である。これらのことから、連携施設に関わる連携項目における連携を認めることは、極めて重要である。</p> <p>○制度上、代替保育等の必要性は理解しているが、その円滑な対応の考えとなるよう、制度の見直しを求める。連携施設は、家庭的保育事業者等が確保しなければならないとされているが、待機児童発生し、行政の保育の利用調整を行っている現状では現実的に困難である。実際には、行政が制度の説明からスキームの決定、事業者間の調整、利用調整事業の再構築など、大きな関与と支援が行わなければならない状況である。</p> <p>②待機児童解消と合わせて取り組むことを鑑み経過措置期間の弾力的な運用で連携を促せる教育、認定こども園、幼稚園について、「連携を求められた場合は、最大限の協力をもって応じるように努める」など役割を明確化する等の方策をもって制度を構築していただきたい。</p> <p>【佐賀市】</p> <p>○代替保育の提供については、現実的に機能させることの困難性がある。対象児童の性格や特性、アレルギーの有無等実態の保育は、家庭型を所望している親もいるが、急いで対応できるものではないと認識している。連携施設で受け入れることについても、当日出勤可能な保育士と保育士の確保基準で、最低基準を設ける保障はない。また、卒後の受け皿についても、利用調整も一先くとして調整を行うことが前提であるが、1日の連携施設で空席を確保することは、事実上不可能に近いものと思われる。本市の家庭的保育事業においても、非常勤職員を数割採用、各家庭の体面に対応可能な体制を整える等、工夫を凝らして、運営手法により対応可能なと認識している。については、「代替保育の提供」及び卒後の受け皿については任意項目とする考え。</p> <p>○受け皿制度で運用する場合、「卒後の受け皿」については市内全ての認可保育所と連携施設を併用する必要があるものと考えられており、責任の所在を待う制度としての意義を持ちえないと考える。</p> <p>○特に、「代替保育の提供」の連携施設がないこととをもって、「連携施設追加」の全額を削減する対応は行わないでいただきたい。</p>			<p>【全国知事会】</p> <p>「送らへき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に設定されるべきものの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は廃止すべき基準を移行すべきである。</p> <p>「送らへき基準」の見直しは、サービス水準の低下や国の政策目的を阻害する地方自治体の態勢の劣化など、自治体一単独で実施している基準等を地方自治体から見直し、その地域の実情に合った基準・基準やサービス・機能を譲り渡すことを選択させるべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>＜連携3項目それぞれについて連携施設の整備・事業調整を設定することについて＞</p> <p>○連携施設が行う連携3項目(保育内容の支援、代替保育の提供、卒園後の受け皿)については、それぞれ連携項目を切り分けて考え、それぞれ連携項目について適切に対応できる連携施設の適切な確保が前提であることである。</p> <p>○代替保育の提供については、地域型保育事業所(家庭的保育事業所を除く)を認めるとし、一時預かり事業やファミリーサポートセンター事業の活用により代替保育を提供することを認める等の措置が可能なのではないか。</p> <p>○代替保育の提供が必要となる場合は月齢日数であるという現状を鑑み、「職員の病休、休職等の措置で短期間日数は自然に消化し、もう一度を供給に切り替える等の方法も認められるべきではないか。</p> <p>○上記の対応を検討するに当たっては、定置設備の取り扱いについても併せて御検討いただきたい。</p> <p>＜今後の検討スケジュールについて＞</p> <p>○現在、連携施設の確保の経過措置期間中であることは承認しているが、連携施設の確保が困難である現状を鑑み、本提案については早期に検討いただいたうえで、早期に措置を講じていただきたい。</p>	<p>○第1次回答で回答したとおり、家庭的保育事業者の連携施設の設置は、卒園後の保育の受け皿が確保されるだけでなく、代替保育の提供や認可保育を受ける機会を提供するなど保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。「代替保育の提供」等の家庭的保育事業者等を利用する保護者の安心や安心した方が安心して保育を受けられる環境の確保によって重要なものであることにも鑑み、当該資料に照らして任意項目化することは困難である。</p> <p>○なお、同一法人・系列法人内での人員調整による対応が可能なことや、地域型保育事業所で確保した保育者により対応可能な場合等は、代替保育の提供は不要であることと連携施設提供に関する連携しないことを理解し、明文化する。</p> <p>○また、市内幼稚園からは、幼稚園は3歳以降の保育を担う機関で0・1歳児保育の実績がなく、代替保育の提供には不足が必ず発生できるとの意見がある。一方、小規模保育事業は0・1歳児に特化しており、一時預かり事業も0・1歳児に対応している。その点も踏まえ、代替保育の提供を教育・保育施設に限る理由をお示しいただきたい。</p>	<p>【内閣府】</p> <p>(4)児童福祉法(第22法164)及び子ども・子育て支援法(第24法65)</p> <p>(8)家庭的保育事業者等の設置及び運営に関する基準(平成29年労働省令41)</p> <p>なお、連携施設及び家事の提供に関する規定については、以下のとおりである。</p> <p>家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携により適切に確保しなければならない連携施設項目のうち、「必要に応じて、代替保育等の保育内容の支援を通じて、連携する地域型保育事業の子どもを把握できるとともに、卒後も適切に連携して保育ができることのほか、連絡がとれ、緊急時の対応が可能」と考えられる保育所、幼稚園、認定こども園が対象となっている。</p> <p>(関係府省：厚生労働省)</p>
<p>小学校給食は、学校給食法第4条に基づき、全国の公立小学校において90%以上の割合で実施されており、また、すべての児童生徒の健康の確保、食生活の向上を図ることを目的とした教育活動の一環(昭和46年2月28日保健体育審議会答申)として位置づけられている。市町村の立憲として、すべての児童生徒に給食を保障している。また、小学校給食の廃止が理由であっても、教育現場の実態としては小学校給食を廃止することとなるを決して選択し得ない。</p> <p>○また、定着型給食の教育活動や学習活動等の支援制度などにより、全ての児童生徒への実施が担保されている一方で、電話給食・訪問給食・支払督促申請にも対応しない等、個別対応が困難である。現時点では定着型給食が不可能なため、廃止の検討が困難であり、学校給食における負担の公平性が担保されていない。</p> <p>○従って、学校給食が公法上の負担義務であるということを確認すると同時に、学校給食の公平性の観点から、学校給食の廃止が認められず、強制徴収及び児童手当からの特別徴収が可能となる制度改正を早急に検討していただきたい。また、負担義務の明確化に向けた具体的なスケジュールを早急に示して頂きたい。</p>		<p>【真珠市】</p> <p>国が改正も含めた包括的な徴収制度を構築することにより、等しく給食費の徴収が可能になると考えるので、引き続き児童手当から学校給食費の強制徴収が可能となるよう検討したい。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>○まずは学校給食法第11条の改正により、学校給食費における保護者の負担義務を早急に明確化して頂きたい。</p> <p>その上で、公債債としての位置づけの整理(施設利用料か負担金か)、滞納処分規定、学校給食費の滞納処理、児童手当からの特別徴収、学校給食費に付する滞納時の整理に着手すべきではないか。</p> <p>○学校給食費における保護者の負担義務が明確化されれば、学校給食は当然に公法債へと整理されるものがあるため、自治体における公法債化が進んでいないことを踏まえ、公債債化の議論が停滞しないよう、自治体の公法債化に向けた方策も併せて検討すべきである。これらの検討について、今後の具体的なスケジュールを示して頂きたい。</p>	<p>学校給食費の滞納を、児童手当から保護者の同意なしに徴収することができるようにするためには、前段として、学校給食法を改正し、学校給食費を強制徴収が可能な公債債に位置付けた上で、児童手当法を改正して特別徴収の対象とする必要がある。</p> <p>現在、全体の半数以上の自治体が協会であり、かつ、議会共同議決の自治体の中には、「本市の給食費の取り扱いは、公法債化は行っていない。私法債の取り扱いは、強制徴収であるよう包括的な制度の整備については、慎重な対応が必要」という意見もあることから、私法債の自治体もまた自治体の意向を尊重することとしており、その結果を踏まえ、必要な対応について検討してまいります。</p> <p>(関係府省：文部科学省)</p>	<p>【内閣府】</p> <p>(10)学校給食法(第28法160)</p> <p>学校給食費(11条2項)の徴収に係る地方公共団体の種類については、地方公債債による学校給食費の強制徴収を可能とする方針で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(関係府省：文部科学省)</p>	

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の観点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に照らす対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容
見解	補足資料 見解	見解	見解	見解	見解
<p>事務手続きの簡便だけでなく、別々の省庁(文部科学省、厚生労働省)の所管であるため、同一施設であるにも関わらず、片方の制置しか支援が受けられないなど補助金交付額の面において不均衡が生じてきたことから、省庁間の一元化等具体的な取組を進める。</p> <p>なお、今後の具体的な取組について示していただきたい。</p>	<p>【山形県】 申請書類を合わせる等ではなく、全体を一つの施設整備として申請手続きができる制度としなければ事務の軽減にはつながらず、不十分である。</p> <p>【横浜市】 現状の区分けられている補助制度の下では、「事業時期や内容時期を合わせる」「種別(種別)と一定の認定区分に照準しており、支障事例に挙げられている事務負担を軽減するための機動的な問題解決を行うことは難しいと想定されるため、一元化を要望する。</p> <p>【福岡県】 事務手続きの負担軽減だけでなく、一元的に処理できる体制づくりについて検討をいただきたい。</p> <p>【兵庫県】 交付金制度の一元化が最善であるが、一元化が困難な場合は、両府県の共通部分における幼児の定員数による交付方式を廃止し、どちらか一方に依るなど、効率的な事務処理が行えるよう改善を求める。</p> <p>幼児施設認定子ども園は「学校及び児童福祉施設としての法的地位を持つ単一施設」であることから、児童後援補助の事例のように同一施設内において幼児機能のどちらか一方しか支援を受けられないといった事例が生じないよう、交付金制度の内容の幼児統合を求める。</p> <p>【佐賀県】 内示の状況により手順の変更が変動することや、申請経路より内示経路が低くなる可能性がある際は事業者に対して一定の給付をしておく必要があるため、可能な範囲内で内示の時期及び額について事前に情報提供して頂きたい。</p> <p>【熊本県】 事務手続きの簡便化がなされていることは理解しているが、事務が煩雑になっている根本的な問題は、幼保連携型認定子ども園というひとつの児童福祉施設に対して、異なる二つの省庁から補助金の交付を受けている点であり、補助及び事務手続きを行う省庁の一元化である。事務手続きの簡便化では根本的な負担軽減にはつながらないだけでなく、自治体から幼保連携型認定子ども園への施設整備費補助が行いにくい一番大きな原因となっている。(附置の事例、同じ規模の保育及び認定子ども園での保育給付の違い、対象経費の違い、直接補助、間接補助の違い、児童後援費における取扱いの違い等)</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>【全国市長会】 提案募集検討専門部会からの主な再検討の観点(重点事項)</p>	<p>保育等整備交付金及び認定子ども園施設整備交付金について、これまでに改善を行った省府県部分から幼保連携型の事業時期・内示時期の統一化や申請スケジュールの事前調整等により引き続き取り組む。更なる統一化の推進、事業費交付金の取組の種別別例の提示や、事務手続きの負担軽減について検討していきたい。</p>	<p>【内閣府】 (4)児童福祉法(昭22法164)及び子ども子育て支援法(平24法65)において児童福祉法(昭22法164)及び認定子ども園施設整備交付金認定子ども園施設整備交付金及び保育等整備交付金については、申請に関する事務の統一化を図るとともに、幼保連携型認定子ども園等を整備する地方自治体等が児童福祉法に規定する利用者負担(以下、「利用者負担」という。)の徴収等に関する事項について必要な措置を講ずる。その結果を踏まえ、関係省庁及び厚生労働省)。</p>
<p>児童福祉法第24条第2項で、全ての認定子ども園に保育の確保義務があるにもかかわらず、保育所、幼保連携型認定子ども園、地域型保育事業のみに、児童福祉法で市町村による代位徴収権が付与されているのは不合理である。</p> <p>幼稚園をきこ幼稚園、保育施設及び特定地域型保育事業は、市町村が利用料を決定していることから、市町村の都合等で徴収すべき事業者が生じた場合、施設整備費を受けられる等について、例外的に市町村が徴収を行うことは合理性を欠くものではなく、保護者にとっても市町村が徴収の際に説明する方が理解しやすい。</p> <p>市町村の事務負担については、本市の平成28年度実績が1割増しあり、事務量の増加による負担が増加している。また、徴収業務について、実際に直接徴収を行うかどうかは各市町村が判断できるような制度設計を検討することで、市町村の事務負担の軽減に資できると期待する。</p> <p>今回の提案は、既正や事務的な算定ミスによって過年度分保育料を徴収すべき事例が生じた場合に、保護者や施設に負担を掛けないよう、市町村の判断により、例外的に、当該保育料を市町村が保護者から直接徴収できるように、具体的には、以下のとおり要望するものである。</p> <p>1. 認定子ども園(全園別)、地域型保育事業、幼稚園について、例外的に、市町村が保育料を直接徴収できる権限を付与。</p> <p>2. 1の実施を優先的な要望として、以下の手法も検討されたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>○市町村による代位徴収権限が、児童福祉施設(保育所及び幼保連携型認定子ども園)に限られていることは、不合理ではない。</p> <p>児童福祉法第24条第2項及び第6項では、市町村に対し、保育所及び幼保連携型認定子ども園における保育の確保義務の確保が課せられているが、前条(項)において、市町村は、徴収を必要とする児童に対し、幅広く認定子ども園や家庭的保育事業等により必要な保育を確保するための措置を講じる義務が課されており、あえて区分する必要があるのか。</p> <p>特例徴収が解決されない事態に陥れば、最終的に公立施設で保育を行うことを保障する体制が構築されている筈ではなく、現下の幼保連携型が普及中であり、確定的な保育の受け入れ先が、幼保連携型認定子ども園や家庭的保育事業等となることは十分にありうる。市町村の代位徴収権限を、保育所及び幼保連携型認定子ども園に限定する必要性がそもそも乏しいのではない。</p> <p>○上記に加え、幼稚園を含む特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業は、市町村が利用料の決定や施設整備費の交付を行っており、特に利用料は市町村が決定しているため、施設等に課税の余地がなく、利用料の課税も市町村に課税している。このような市町村と施設等との関係を踏まえ、市町村が徴収を行うことは合理性を欠かないのではない。</p> <p>○さらに、特定教育・保育の提供が施設と保護者の間の直接的契約に基づくものであることを踏まえても、施設及び保護者の両者や、施設から市町村への徴収事務の委託等を前提とすれば、市町村が徴収することは可能ではない。</p> <p>○以上の議論を踏まえ、法制局、法務局、実務局から提案団体の支援を解する方を直ちに検討し、具体的な方針を示されたい。</p> <p>○本提案の実現によって、市町村の徴収事務の負担が増加することが想定されるが、一律市町村へ徴収権限を付与するのではなく、市町村が選択的に制度活用できるように制度設計することで課税は軽減されるのではない。</p>	<p>幼保連携型認定子ども園は、法的性格として幼稚園と同じく学校であり、児童福祉法でありかつ学校である幼保連携型認定子ども園は性格を異にするものであることから、幼保連携型に認められるものが、同時に幼稚園型に認められるものではない。</p> <p>市町村の利用の徴収権限は、児童福祉法第24条第2項に基づき保育の確保義務及び児童福祉法第2条に基づき保育の確保義務に付随するものであり、あえて区分する必要があるのか。</p> <p>保育が提供されないと考えられる場合に、市町村が同条第4項に基づき保育の利用の助長や支援、また給費・支援を行うこともおおよそによる保育の利用が困難な場合に、市町村が当該児童の場に基づき行う措置(入所や2歳児のある子供など、市町村の利用調整を経てなお保育の利用が困難な子供に対して、市町村が保育事業(業)に基づき行う措置)の対象となっており、市町村が積極的に関与し、重い責任を負っている保育所や幼保連携型認定子ども園、家庭的保育事業等に対して、当該施設における保育の履行を担保したと認められているものである。</p> <p>児童福祉法第24条第2項は、児童福祉法第24条第2項に基づき保育の確保義務に付随するものであり、あえて区分する必要があるのか。</p> <p>児童福祉法第24条第2項は、児童福祉法第24条第2項に基づき保育の確保義務に付随するものであり、あえて区分する必要があるのか。</p> <p>児童福祉法第24条第2項は、児童福祉法第24条第2項に基づき保育の確保義務に付随するものであり、あえて区分する必要があるのか。</p> <p>児童福祉法第24条第2項は、児童福祉法第24条第2項に基づき保育の確保義務に付随するものであり、あえて区分する必要があるのか。</p>	<p>【内閣府】 (4)児童福祉法(昭22法164)及び子ども子育て支援法(平24法65)において児童福祉法(昭22法164)及び認定子ども園施設整備交付金認定子ども園施設整備交付金及び保育等整備交付金については、申請に関する事務の統一化を図るとともに、幼保連携型認定子ども園等を整備する地方自治体等が児童福祉法に規定する利用者負担(以下、「利用者負担」という。)の徴収等に関する事項について必要な措置を講ずる。その結果を踏まえ、関係省庁及び厚生労働省)。</p> <p>【内閣府】 (4)児童福祉法(昭22法164)及び子ども子育て支援法(平24法65)において児童福祉法(昭22法164)及び認定子ども園施設整備交付金認定子ども園施設整備交付金及び保育等整備交付金については、申請に関する事務の統一化を図るとともに、幼保連携型認定子ども園等を整備する地方自治体等が児童福祉法に規定する利用者負担(以下、「利用者負担」という。)の徴収等に関する事項について必要な措置を講ずる。その結果を踏まえ、関係省庁及び厚生労働省)。</p> <p>【内閣府】 (4)児童福祉法(昭22法164)及び子ども子育て支援法(平24法65)において児童福祉法(昭22法164)及び認定子ども園施設整備交付金認定子ども園施設整備交付金及び保育等整備交付金については、申請に関する事務の統一化を図るとともに、幼保連携型認定子ども園等を整備する地方自治体等が児童福祉法に規定する利用者負担(以下、「利用者負担」という。)の徴収等に関する事項について必要な措置を講ずる。その結果を踏まえ、関係省庁及び厚生労働省)。</p>
<p>認定子ども園における種別(全園別)の体制について、変更の新制度全体を量産して検討を行う意向を示していたことは、今回の本市関係の検討を踏まえていたとしても考えられ、ながら、各施設における事務負担の軽減など現状の問題を解決するため、新制度の見直し時期を持つだけでなく、できる限り早期に制度見直しを図っていただきたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>補助の統合等については、次回答のとおり、新制度全体の見直しを踏まえて検討し、検討を行うこととするが、提案団体の提案を踏まえ、今年度中に私立学校(特別支援教育経費)・多様な事業者の参入促進・能力活用事業(特別支援教育・保育経費)における認定交付金の明確化や、私立学校における認定交付金について、運用段階に関する通知を出すこととする。</p>	<p>【内閣府】 (5)私立学校振興助成法(昭50法61)及び子ども子育て支援法(平24法65)において児童福祉法(昭22法164)及び認定子ども園施設整備交付金認定子ども園施設整備交付金及び保育等整備交付金については、申請に関する事務の統一化を図るとともに、幼保連携型認定子ども園等を整備する地方自治体等が児童福祉法に規定する利用者負担(以下、「利用者負担」という。)の徴収等に関する事項について必要な措置を講ずる。その結果を踏まえ、関係省庁及び厚生労働省)。</p>	<p>【内閣府】 (5)私立学校振興助成法(昭50法61)及び子ども子育て支援法(平24法65)において児童福祉法(昭22法164)及び認定子ども園施設整備交付金認定子ども園施設整備交付金及び保育等整備交付金については、申請に関する事務の統一化を図るとともに、幼保連携型認定子ども園等を整備する地方自治体等が児童福祉法に規定する利用者負担(以下、「利用者負担」という。)の徴収等に関する事項について必要な措置を講ずる。その結果を踏まえ、関係省庁及び厚生労働省)。</p>

内閣府「最終的な調整結果」

事務番号	提案区分		提案事項(審議名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他(特記事項)	<追加員提案団体及び当該団体等から寄せられた実施事例(主なもの)>		各府庁からの第1次回答
	区分	分野									団体名	実施事例	
174	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	地域少子化対策重点推進交付金の申請手続きの簡便化、簡素化	地域少子化対策重点推進委員会	地域少子化対策重点推進委員会	地域少子化対策重点推進交付金の申請手続きの簡便化、簡素化	内閣府	三重県、宮城県、広島県	旭川市、秋田県、新潟県、宮城県、岩手県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、岐阜県、静岡県、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高松市、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県	<p>○対象事業の内容等も含めて審査基準が不透明であり、審査期間の間に着している。また、審査提出や修正等の負担が大きく、採択率の低いこと等の懸念があり、市庁が審査交付金を請求するまでのペースが長くなっており、審査に当たって審査交付金の確保が困難な状況にある。審査期間の間に着していることや審査の負担が増していることもまた懸念されている。また、KPIの設定や評価の記載も提出したところに加え、悪い効果が確認できた地方自治体の罰則等も規定されている。地方自治体における審査業務の負担を軽減する必要がある。</p> <p>○審査期間が短縮されていることについて、審査期間が短縮されていることや審査の負担が増していることもまた懸念されている。また、KPIの設定や評価の記載も提出したところに加え、悪い効果が確認できた地方自治体の罰則等も規定されている。地方自治体における審査業務の負担を軽減する必要がある。</p> <p>○審査期間が短縮されていることについて、審査期間が短縮されていることや審査の負担が増していることもまた懸念されている。また、KPIの設定や評価の記載も提出したところに加え、悪い効果が確認できた地方自治体の罰則等も規定されている。地方自治体における審査業務の負担を軽減する必要がある。</p>		
208	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	子ども子育て支援法に基づく支給決定の見直し	子ども子育て支援法	子ども子育て支援法	子ども子育て支援法	内閣府、文部科学省	高岡市	福島県、ひがし市、北上市	<p>○認定に当たっての判断が厳格であり、市庁等による判断であるため認定率や認定期間が短縮されることによる影響が大きい。また、認定に当たっての判断が厳格であり、市庁等による判断であるため認定率や認定期間が短縮されることによる影響が大きい。</p> <p>○認定に当たっての判断が厳格であり、市庁等による判断であるため認定率や認定期間が短縮されることによる影響が大きい。また、認定に当たっての判断が厳格であり、市庁等による判断であるため認定率や認定期間が短縮されることによる影響が大きい。</p> <p>○認定に当たっての判断が厳格であり、市庁等による判断であるため認定率や認定期間が短縮されることによる影響が大きい。また、認定に当たっての判断が厳格であり、市庁等による判断であるため認定率や認定期間が短縮されることによる影響が大きい。</p>		

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の観点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月28日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
審査基準についても明示していただきたい。		<p>【群馬県】 Q&Aにおける審査基準の明示化や、採択事例の紹介、有識者審査の一部者助言及び募集時期の強化など、「提案募集」に対する改善が図られている。</p> <p>今後、更なる採択事例の情報提供(特に、市町村規模での事業の概要を含む一覽表や、実際の実施計画書本体など)や、審査の簡素化・効率化及び基準の明確化を図られることをお願いしたい。</p>		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		<p>地方自治体における実施計画の策定を支援するため、審査基準については、Q&Aにより審査の観点やコストの目安等を明示しているほか、採択事例の公表、実施計画書の取組の明示、有識者審査の採択率向上による効率化など、今後の見直しを行っているところである。</p> <p>今後も、これら採択事例等の情報を随時追加していくとともに、説明会を開催し、情報提供を行うなどして、本実行会による地方自治体の取組を更に支援していきたい。</p>	<p>【内閣府】 (21) 地域少子化対策重点推進交付金 地域少子化対策重点推進交付金に係る申請・審査手続については、地方公共団体との連携と国の審査が円滑に行われるよう、引き続き審査の観点や計画書の取組の公表、コストの目安等の明示、有識者審査の公表、有識者審査の効率化等の充実を図ることとし、地方公共団体に今後実施する予定の説明会等を通じて平成29年度中に開始する。</p>
本市では、既に、年度当初で2歳の子どもについて受入を行い、支給認定子どもに対するものと同一様の数の申し込みがされているが、支給認定をいらいで園の保育事業として行っている以上、例えば下記のようなケースにおいて、支給認定子どもと比較して法的な保障なく、第3歳に達しない児童や保護者の権利保護に大きな支障が生じる恐れがある。		<p>本市では、既に、年度当初で2歳の子どもについて受入を行い、支給認定子どもに対するものと同一様の数の申し込みがされているが、支給認定をいらいで園の保育事業として行っている以上、例えば下記のようなケースにおいて、支給認定子どもと比較して法的な保障なく、第3歳に達しない児童や保護者の権利保護に大きな支障が生じる恐れがある。</p> <p>・入所申請に対する応諾義務(子ども子育て支援法第35条第1項)、幼稚園で選考が行われる場合に、満年齢に達していないとの理由で不利な扱いを受ける(同法第2項)。 ・児童の発達や発達環境に応じた、設置者と市町村、児童福祉施設、児童福祉施設、教育機関との連携等により良質な教育・保育を提供されない(同法第4項) ・設置者が利用員を減らした際に、必要な教育・保育の継続が行われない(同法第34条第5項)。 ・保護者の希望や養育状況に応じた、市町村によるおんせんを受けられない(同法第42条) 上記のような事例は、幼稚園と保護者との契約において本来の保育事業とされていると考えられるが、自らが十分に希望を表現できず、不当な扱いを受けると主張できない子どもに対しては、特に慎重な権利保護が必要である本市を考慮し、事故や問題事例が発生することがないよう、学校教育法第26条の幼稚園の引受けを定め、制度・事後対応の両面から園児の「発達・定着」に資するような制度設計を検討いただきたい。</p> <p>また、利用の確保が図れず支給認定児童であるために、正式な入所状態の把握がなされていない、このことから、園が同様のサービスを提供しようとしていることを前提としながらも、場合によってはその内容に差が生じる恐れがあり、第3歳就園時から支給認定を受けて行われる幼児教育とは異なる。これらの園の独自事業により対応して行っているサービスを受入れる年度当初第2歳児が、第3歳児と全く同じ環境・内容の幼児教育を受けられることで、第3歳児からの教育より効果の大きいと感じる子どもが現れる可能性がある。</p> <p>また、本市がこのような事業を行っている背景としては、第3歳の誕生日をもって、年度途中での入園行動とすれば1年を過ぎた各執行事等が成立しないことから、子どもの健やかな成長に支障が生じることを懸念しているためであり、現場の困窮・手直しとしてこれらで対応してきたものでもある。</p> <p>「園に入所している児童を必要としない2歳児を本給認定対象とすることは、制度の立てつけ上困難との回答ではあるが、こうした現場の運用を行わなければならない点をよくご理解いただきたい。</p> <p>本事業は、年度途中に第3歳になる児童に給付教育の提供ができるようになることで、子ども、保護者・行政の全てに利がある方法であり、住民福祉の向上に効果があると考えられている。また、地帯子ども子育て支援事業についてあるが、一時預かりやおんせん、一時保育の預かりへの対応、地域子育て支援拠点事業は親子の交流の場づくりなど、本市においてもそれぞれの本来の目的に資し、適切に活用されているところである。これらの事業は、2歳児への子育て支援施策として有効かつ必要となるが、本事業とは性質が異なる。また、入所・保育を希望する事業とは、市・事業者・保護者ともに認識しておらず、この事業の活用は本事業の解消につながるものではないとされている。</p> <p>このことから、今回提案の背景となった地域・現場の実情に対応できるような制度設計をぜひご検討いただきたい。</p>		【全国市長会】 園構造改善特区における特例の廃止から10年が経過し、子ども子育て支援新制度の施行(施設整備、支給認定、認定子ども園など)を促す一時的な取組の制度化や幼稚園を取り組む環境(少子化、就労世帯の増加による地域の幼稚園一時的の廃下)等が変化している中、改めて検討すべきである。	<p>○園構造改善特区における特例の廃止から10年が経過し、子ども子育て支援新制度の施行(施設整備、支給認定、認定子ども園など)を促す一時的な取組の制度化や幼稚園を取り組む環境(少子化、就労世帯の増加による地域の幼稚園一時的の廃下)等が変化している中、改めて検討すべきである。</p> <p>○子育て支援のプランにおいて、幼稚園での保育を必要とする2歳児の受入れを推進するため、一時預かり事業(幼稚園型)により2歳児を定期的に預かる仕組みの創設等を行うこととされているが、提案の進捗を踏まえて、幼児教育を希望する者も受け入れを可能とすべきではない。</p>	<p>平成30年度概算要求において、「幼稚園における2歳児の円滑な受入れのための調査研究」を編成事業として取り込んでおり、まず、この事業を通じて、2歳児保育の取組を踏まえた調査・研究(少子化、就労世帯の増加による地域の幼稚園一時的の廃下)等が変化している中、改めて検討すべきである。</p> <p>なお、一時預かり事業(幼稚園型)による2歳児の定期的な預かりは、待機児童対策として保育を必要とする子どもを対象とするとの前提で「子育て安心プラン」に盛り込まれたものであり、その他の子どもを対象とする場合は困難である(保育の実り直前に向けたい)等が課題となっており、このことを御理解いただきたい。</p> <p>・構造改善特区に関しては、平成15年～18年に構造改善特別地域において実施された第三歳未満児の幼稚園入園事業において、評価委員会等の検証の結果、幼児の発達段階の特性を踏まえ、幼稚園としての集団的教育ではなく、幼稚園的人的・物的環境を適切に活用し、個別のかわりに児童を個別に形態で受入れをすることにより、全国展開を行うこととされたことから、子育て支援としての2歳児の受入れを幼稚園において実施されてきたこと。</p>	<p>【内閣府】 (19) 子ども子育て支援法(第24条第5項) (1) 幼稚園における2歳児の受入れに対する支援の在り方については、平成30年度に産科保育の取組を踏まえた調査・研究(少子化、就労世帯の増加による地域の幼稚園一時的の廃下)等が変化している中、改めて検討すべきである。</p> <p>なお、一時預かり事業(幼稚園型)による2歳児の定期的な預かりは、待機児童対策として保育を必要とする子どもを対象とするとの前提で「子育て安心プラン」に盛り込まれたものであり、その他の子どもを対象とする場合は困難である(保育の実り直前に向けたい)等が課題となっており、このことを御理解いただきたい。</p> <p>・構造改善特区に関しては、平成15年～18年に構造改善特別地域において実施された第三歳未満児の幼稚園入園事業において、評価委員会等の検証の結果、幼児の発達段階の特性を踏まえ、幼稚園としての集団的教育ではなく、幼稚園的人的・物的環境を適切に活用し、個別のかわりに児童を個別に形態で受入れをすることにより、全国展開を行うこととされたことから、子育て支援としての2歳児の受入れを幼稚園において実施されてきたこと。</p>

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対比方針 (平成28年12月26日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>施設改善等加算は、教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定供給していくために導入されたものであるが、現状はその事務負担に多大な労力を費やしており、施設にとって多大な負担となっている。簡潔として施設がより良い子育て環境の整備に注力できるような状況となっていない。「基準年度の資金水準」の算出を簡便化する「簡便な方法」を提示されたところだが、この方法では教育・保育基準及び施設・非常勤別の補償が必要となる資金改善実施報告書の作成に大変な負担が生じ、簡便な方法を推奨されるのであれば、資金改善実施報告書の簡便化が必要である。</p> <p>施設改善等加算が適切に行われる必要があることは理解できるが、公定価格額に対する人件費割合で算出する方法など、明確かつ単純な評価基準の設定を行い、少なくとも施設側が制度増進し自ら給付費を算出する仕組みが不可欠であり、様々な事務連絡等を示されても問題が解決されていないということは、根本的に制度を見直す必要があると考える。</p> <p>特に、事務負担の軽減について検討をしていくことが、実際に事務を行っている自治体や施設の見解が反映されるよう、十分考慮していただきたい。</p>		<p>【山形市】 事務連絡、Q&A集は、いずれも当該年度の取り扱いを、当該年度に入ってから発出している状況。各施設・事業者の運営計画、人材募集・配属、資金計画や、自治体の予算編成のためには、適用すべき年度の前年度に通知やQ&A等を発出し、理解にかなげるべきである。また、加算認定に至らない場合の概算払い等についても普及しているが、加算認定に至らないままの理由、理由が発生しないことによるものである。施設や自治体側に加算認定に至らないままの理由がある場合は、平成27年2月3日事務連絡の周知が現れているが、各種通知の発出が当該年度に入ってからなされている状況では、「自治体の実情により必要と認められる場合」とは考えられない。</p> <p>取扱いについての理解を深めるためには、Q&A集、事務連絡等の発出を、適用年度の前年度・前自治体からの予算編成時期に合うよう発出いただくとともに、園による自治体等を対象とした説明会等の実施をお願いしたい。</p> <p>【静岡市】 施設改善等加算に係る事務について、加算率の算定に当たって必要な職員の数等を確認する書類について、前年度より変更が無い場合は提出を省略することなど、現在示されている方法を行ってもなお、多大な書類の負担が必要となっており、簡便化が図られているとは考えない。</p> <p>【山形小野田市】 園児に合わせた簡便化をもってしても、多大な事務の負担解消には至っていない。保育現場から多くの問い合わせがあり、内閣府に照会しても迅速な回答が得られない状況で、現場はかなり混乱しているということを知りたい。</p>	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		<p>施設改善等加算については、従来より通知やFAQで取扱いをお示しするとともに、平成29年度当初予算により増設した子ども・子育て支援推進補助金により、事業者を対象とした研修等の実施に係る費用や事業者からの資金繰り等の負担に応じる職員（社会保険等）の雇上費、電子システム改修に係る費用等の支援を自治体に対して行い、施設改善等加算の円滑な実施を支援することとしている。「簡便な方法」と資金改善実施報告書の作成における書きぶりと対応については、対応を検討していきたい。</p>	<p>【内閣府】 (18)子ども・子育て支援法(第24条第5項) (19)施設型給付等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。 施設改善等加算1(特定教育・保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用教育)の算定方法(平成28年度における資金改善実施報告書の提出)については、基準年度における資金水準を算出した場合の資金改善実施報告書の作成における書きぶりと対応については、対応を検討していきたい。</p>	
<p>管外委託児童に係る請求及び支払事務について、提案事項に対するご回答をいただきました。増大している原因は、自治体間の情報共有を前提とした仕組みでありながら、そのためのツールが整備されていないことと考えられる。各施設における認定状況や当初は児童数などの情報を自動的にデータベース化して管理することや、都道府県単位で児童数情報給付事務を行うなどの仕組みづくりが必要である。</p>		<p>【静岡県】 施設型給付費については加算認定まで至らない段階で概算払いし、加算の認定が行われた後に増し、追加して運用することが想定されているものの、各施設・事業者においては、追加して加算が認定されないこととなった場合、その影響が大きい。自治体や施設・事業者においてその事務が速やかに行えるよう施設型給付費の算定等について費用はいただきたい。</p> <p>【山形小野田市】 自治体の実情により必要と認められる場合」というケースが不明確であり、法に即して毎月支給している。また、前払いによる概算払いが可能であったとしても、月々の給付費算定事務の負担の大きな軽減にはならない。</p>	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		<p>施設型給付等は各市町村において、地域の実情に応じて実施していることから、認定基準等さまざまな差異があり、入所施設等に当たっては、園市において引き続きその時期や調整方法等を十分に協議の上、ご対応いただきたい。</p>	<p>【内閣府】 (18)教育府の子どもに関する教育、保育等の協力的な提供の推進に関する法律(第27条) (19)施設型給付等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。 施設型給付における請求事務等の取扱いについては、実施調査を行った上で、制度運用の在り方について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)</p>	

各府者からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府者からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案事業集計専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府者からの第2次回答	平成26年の地方からの提案案に関する対応方針 (平成23年12月26日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>自らの申請スケジュール順を優先していただくとともに、効率的な行政運営のため、申請等の様式を統一するなど、事務手続がより簡便化するよう検討を求めています。</p>		<p>【延子市】 ○親子ども基金を活用する場合と比較し、補助金申請日程に合わせた申請準備、補助内訳を受領するまで、事業着手ができないこと等、喫緊の課題である保育所等の待機児童対策を講じる上で、スピード感ある対応が不可欠。については、国・県補助申請書の整合性を図る等、後方事務の省力化につき要望された。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>緊急度以降の子ども・子育て支援交付金の交付支離についても、事前に案をお示しした上で、再精査に出発しています。</p>	<p>【内閣府】 ○親子ども・子育て支援法(平24法65) ○(v)子ども・子育て支援交付金については、地方公共団体の円滑な申請手続が可能なよう、平成26年度から、当該交付金の速やかな支出を行うとともに、交付申請等の各種スケジュールを明確化する。</p>
<p>届付制度で対応可能であるのであれば、総務府と市町村との間で調整の上、重複する項目についていずれか一方の監査に抑込ねることができることを明確にするよう通知の発出を求める。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管府者からの回答が「都府県・市町村の事情・意向に応じて、個別に対応することと可能」となっているが、事業開始について提案団体との間が十分確認できずである。</p>		<p>都府県と市町村との間で調整の上、重複する項目についていずれか一方の監査に委ねる(相手側の監査を信頼して、自らの監査を省略)ことができることについて、それにより監査に漏れや不十分な部分が生じることのないよう十分な注意が必要であるが、有効性のあるメカニズムをつけた監査となるよう周知する通知等を出発することを検討する。</p>	<p>【内閣府】 (1)学校教育法(昭22法26)、児童福祉法(昭22法164)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)及び子ども・子育て支援法(平24法65) 特定教育・保育施設の施設監査(学校教育法、児童福祉法46条1項及び59条1項並びに児童福祉法19条1項第2号(監査等を行う)及び児童福祉法14条及び18条に基づき(監査等を行う)については、実施主体間で協議の上、効率的な実施が可能なよう調整する監査等を実施することとし、地方公共団体に平成26年度中に通知する。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)</p>
<p>保育所において、保育士・保育教諭の確保が必要となる場合は、各施設とも京都府教育人材マッチング支援センターでの人材紹介や求人募集の活用のみならず、ハローワークでの求人募集や、関係機関・広域への公募の活用、定額所得控除等の期間満了を逃した人材の派遣の検討など、様々な手法で人材の確保を図っております。 加えて、関係する法令指定都市や市町村における公定価格上の地域区分定額が本市より高くなることによる職員の高退に対する影響の軽減を目的として、独自の施設運営補助を実施し、平成27年度は約4億5千万円を支給することで、本市として保育士・保育教諭確保に努めています。(参考:平成27年度民間保育所運営費委託料約28億7千万円)</p> <p>しかし、今回示した支援事例のように、年度途中に緊急的に保育士等が不足する場合、上記の手法では急激・高コストに陥りやすくなる等の課題が顕在化しており、本市の厳しい財政状況においては、国の補助制度を活用した新たな保育士等の確保方策を実施することも困難な状況である。特約が認められず、自費での確保を求めた場合、児童の転園や退園も必要となり、児童の情緒や保護者の生活に影響を及ぼすだけでなく、市民の保育行政に対する不信を招くなど、大きなマイナスとなります。 なお、本市では、平成26年度より保育対策総合推進事業(民間委託)における保育制強化事業を実施し、保育補助者の確保促進に努めてきた結果、各保育所において特別配置により保育士等として活用可能な人材が雇用されています。そのため、上記の事情を鑑み、今回提示いたしました特別配置について、高度の検討をお願いいたします。</p>				<p>【全国知事会】 ○特例を適用できる地域条件を設けた上で、保育の質の代替策を講じた場合に限り認めることとすれば、条例の運用を柔軟に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に認定されるべきとの地方分権推進推進委員会第3次報告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の意図は、同一水準の切下げや国の設置目的を阻害する地方自治体の意思の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準を地方自治体から保護したものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、実際にあっては、その年度間に係るなど、適切な措置を講じること。</p>	<p>○貴自治体のご提案に対する懸念については1次回答で記載させていただいたとおりであるが、国が定める人員配置や面積についての最低基準は子どもの発達のために重要な基礎である。待機児童解消は保育の質を確保しながら進めていけるべきと考えており、対応は困難である。</p>	<p>【内閣府】 (18)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(昭23法27) (1)幼保連携型認定こども園における保育教諭の配置基準(幼保連携型認定こども園の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令119号)第18条)及び子ども・子育て支援法(平24法65)第2条第2項第2号、保育教諭等の配置基準が変わる場合の影響等については、児童の発達や健康への配慮といった観点も踏まえながら、平成26年度中に地方公共団体・認定こども園に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、配置基準等が定められた事業所に対する調査結果の反映について、改めて平成26年度中に周知することとし、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育教諭等確保の取組を支援する。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)</p>	
<p>○届付制度上は、1号または2号利用定員の過不足の状況に関わらず、利用定員の減少について発生した届出を受け付けない仕組みであり、また、利用定員の増加についても、届出ではなく届出がない限り、届出による不足分の対応は提供事業者は、届出の方向に当たって対応をせざるを得ない。 については、利用定員の増加については、地域の事情や利用定員の過不足に応じて、市町村が協議し、同一地域で関与するしくみが必要であると考え。</p>		<p>【徳田市】 現場の事情を一番把握しているのは市町村であるため、設置者と市町村の段階からの協議が必要と考え。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p><届出> ○利用定員の増や減の決定(変更)について市町村から都府県への届出が義務付けられた。利用定員の増や減について「事業者から市町村へ届出がなされていない」状態の仕組みについて、市町村の計画の積み上げを基本として都府県計画が決定されていることを前提とすれば、個々の利用定員の増や減について、都府県が実質的な判断をすることが困難ではないかと、むしろ、実質的な判断を下せるのは、国及び自治体において市町村であり、市町村自ら、利用定員の増減について調整が可能とする仕組みとすべきではないか。 ○市町村から都府県へへの協議がどのように行われているか、実態を確認したうえで、再度検討をお願いいたします。</p> <p><設置者の利用定員の変更に関する市町村の関与の強化> ○1号認定子どもと2号認定子どもの公定価格の差が狭くなって2号定員を1号定員へ切り替えるなど、経営上など重要な理由から認定子どもを減少させる事例がある。一定の条件(例えば、当該定員減少させる施設が所在市町村において待機児童が発生している場合、当該定員減少より市町村の保育補給業務の履行に支障がある場合等)を設定した上で、条件に合致する場合に認定子どもについて届出することも可能とする仕組みを構築する考えであるか。 ○そもそも2号認定子どもを1号認定子どもへ切り替えるケースが生じる理由は、公定価格の不均衡な差があるからであり、施設がそのような変更を行う判断が働かないよう、単価設定を見直すべきではないか。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度において市町村は、5年1期とした市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援を実施しているところ。施設行第5年を目前に行う法改正の中で、1期目の中期計画の概算について概算を行い、子ども・子育て支援に備える体制を整える。施設を目標については、市町村の関与を強化することとし、所要の措置を講ずる。 なお、本件提案は施設側の負担が増えることが懸念されることから、慎重な検討が必要である。</p>	<p>【内閣府】 (18)子ども・子育て支援法(平24法65) (16)子ども・子育て支援法(平24法65)第2条第2項第2号、保育士等の配置基準が減少する場合の措置(35条2項)については、市町村の関与を強化することとし、所要の措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)</p>

各府者からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	補足資料	各府者からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	補足資料
見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
早期に権限移譲が実現されるよう検討していただきたい。		【全国知事会】 申論市については、早挙り方式も含め移譲を検討すべきである。 また、指定都市及び申論市以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務協働原則によって移譲するとし、実質的に移譲の段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を整理することを目指す。 【全国市長会】 申論市への移譲については、早挙り方式も含め積極的な検討を求める。	○文科科学者より、「幼稚園団体からの懸念の声があり、当該権限の申論市への移譲については、長期計画を打ち、この1次にアタックの段階はしたが、現在の協議状況についてお話しください。」 ○引き続き申論市長会における移譲を注視していく。 ○幼稚園(団体)側は、幼児教育の質の確保の観点から、申論市の事務体制・知能能力への不安等があるとのこと。
○都道府県として、「量の見込み」等を広域的に把握する必要性はあると考えるが、個々の園ごとの利用定員の決定の是非については、市町村の判断を尊重すべきで、都道府県が判断する必要性はなく、協議で済む範囲でよいとする。 ○市町村計画に基づき、教育・保育施設の認可・認定を行っている。これを大きく越えた認定変更が必要となるケースはほとんどないとする。 ○事業の必要に資する再編方法(教育・保育施設もしくは地域型保育事業)の選択は市町村が行っていただく。こどもも利用可能な区域利用の必要ケースは発生してはいるが、利用者のニーズにより市町村間で適切に確保されている。 ○これら現状・見込みは、特定教育・保育施設の利用定員の決定について都道府県への協議の義務性がある場合には、届出によって実現していただきたい。	【協働計画】 ○都道府県子ども・子育て支援事業計画で定められている一定区域のほとんども、区市町村単体であり、量の見込みと確保方針についても、市町村が定めた区市町村計画の枠組みに基づきあり、計画認定時に協議済み。 ○これに基づいて認可・認定を行っているため、市町村計画の範囲内での利用定員の認定・変更は協議の必要はなく、届出で済む範囲内内ではあると見込んでいる。 ○また、認可・認定に連動する区市町村が事業者であり、市町村計画と必要に資する個別、個別の事業者が実施している現状であり、都道府県が主体的に計画に基づき施設整備しているものでもありません。 ○以上のことから、都道府県として計画との整合を図る観点から、状況の整理は必要ですが、計画認定時及び認可・認定時に関連協議を行っているため、利用定員の認定・変更の協議は届出として支障はないと考えます。	【全国知事会】 子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設の利用定員の決定及び変更に係る都道府県協議については、地方分権改革推進委員会第3次動議を踏まえ、義務付けを見直すべきである。具体的な方針については、関係府県との協議が必要である。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 ○市町村から都道府県への協議がどのように行われているか、実情を確認し、再検討をお願いしたい。 ○特定教育・保育施設利用定員の決定・変更の「協議」の義務付けの緩和 ○地方分権改革推進委員会第3次動議(平成19年10月31日)において、地方に対する義務付け・枠付けの「協議、同意、許可、認可・承認」について見直し方針が示されている。当該動議内容等踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更について市町村から都道府県への協議が義務付けられずに、市町村計画に基づき行われざるを得ない場合の対応について、都道府県と協議することが必要ではないか。 ○既に、個々の利用定員決定・変更についての都道府県からの協議の義務付けを停止する理由があるとの見解は、策定段階での動議内容を踏まえた説明をお願いしたい。 ○また、実態としても、提案団体からは、都道府県が常設協議会や広域協議会を行ったケースはないと聞いており、個別の利用定員決定に関連して、都道府県が実質的な判断を下すことは困難のではないかと考えている。	
現行法では、保育士が子どもと向き合う専任職における職員配置(第97条)では、基準となる必要人員の2分の1以上を保育士が担い、残り1/3以上は児童福祉司等の職員が可能な、園全体における職員配置(第96条)では、基準上必要人員の1/3以上「知事が認める者」を認められていない。 1/3で定められる職員配置の要件を満たしているとして、96条の基準を満たさなかったが、子どもと向き合う必要とするケースが生じている。各園計画において職員配置を調整しているのにもかかわらず、園全体における職員配置を緩和しても保育の質は維持されず、保育の質の低下に対する懸念が示されたが、保育士が子どもと向き合う職員の確保を確保するものではないため、保育の質の低下を主張するものは、その懸念を明らかにしていない。 なお、保育支援員は、現在「知事が認める者」として園も想定している子育て支援員よりさらに協議結果・OJ・検定を経て養成することを想定しており、子どもと向き合う資格等の観点から十分な対応を要している。	【全国知事会】 「従うべき基準」については、条約の内容を直接的に拘束するものであり、園が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものと地方分権改革推進委員会第3次動議を踏まえ、届出し、又は参照すべき基準へ移行すべきである。「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の低下や国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、園が全国一律に決定している基準を地方自治体自らも決定し、その地域の事情に合わせて「柔軟なサービス」を整備し、提供されることを求めるべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○本提案は、新たな権限の確保を求めているのではない。現行認められている特約の確保要件を、特約型事業が対象となる市町村にも活用できるように、緩和を求め、提案に過ぎない。 ○認定によるため、現場では特約を活用しにくい状況となっている。特約制度の運用に当たらないのは、この「従うべき基準」から「標準」となる特約が設けられていないことによる。 ○特約制度は平成17年度末までであり、現場では、特約制度終了後のプラスへの対応が困難な状況である。現場では特約を活用しにくい状況となっている。特約制度の運用に当たらないのは、この「従うべき基準」から「標準」となる特約が設けられていないことによる。 ○特約制度は平成17年度末までであり、現場では、特約制度終了後のプラスへの対応が困難な状況である。現場では特約を活用しにくい状況となっている。特約制度の運用に当たらないのは、この「従うべき基準」から「標準」となる特約が設けられていないことによる。 ○特約制度は平成17年度末までであり、現場では、特約制度終了後のプラスへの対応が困難な状況である。現場では特約を活用しにくい状況となっている。特約制度の運用に当たらないのは、この「従うべき基準」から「標準」となる特約が設けられていないことによる。 ○特約制度は平成17年度末までであり、現場では、特約制度終了後のプラスへの対応が困難な状況である。現場では特約を活用しにくい状況となっている。特約制度の運用に当たらないのは、この「従うべき基準」から「標準」となる特約が設けられていないことによる。	
大阪府内においては、特約の対象となっていない大塚市、枚方市、豊中市以外の限られた地域を抱える22市町村においても特約児童が発生しており、特約児童の割合は都市部で行方不明ではない。また、土地の価格が高騰と比較して高く保育費用の確保が困難となり、当該地域に特約児童を抱えていることが多くあり、都市部と郊外地域の両方があると考えられている。 また、大阪府内には、第1種と第2種で特約児童100人以上を抱える毎日保育園で特約児童の割合が平均約3割を占める特約児童の割合が高いとされている。また、大阪府内の住宅価格の平均値はメルクマールとすると東京府の住宅価格の影響を受けて平均値が高くなり、対象となる市町村が極めて限定的であり、調整を要するとして支障となっていない。 大阪府内では、特約型事業認定子ども園の移住がある(保育所向けに)。特約型事業認定子ども園は、特約型事業認定子どもも対象とならずに、移住先の認定子ども園に移住の妨げとなる可能性があるため対象としていただきたい。 また、保育・教育関係から現場保育事業や家庭的保育事業などによる保育の受け止めは既に取組んでおり、このような取り組みを実施してもなお不足している現状があることから各府県が考慮している。 また、市町村の協力を要している大阪府では、これによってならぬ不都合が生じているとの報告は受けていない。	【全国知事会】 本提案は、新たな権限の確保を求めているのではない。現行認められている特約の確保要件を、特約型事業が対象となる市町村にも活用できるように、緩和を求め、提案に過ぎない。 ○認定によるため、現場では特約を活用しにくい状況となっている。特約制度の運用に当たらないのは、この「従うべき基準」から「標準」となる特約が設けられていないことによる。 ○特約制度は平成17年度末までであり、現場では、特約制度終了後のプラスへの対応が困難な状況である。現場では特約を活用しにくい状況となっている。特約制度の運用に当たらないのは、この「従うべき基準」から「標準」となる特約が設けられていないことによる。 ○特約制度は平成17年度末までであり、現場では、特約制度終了後のプラスへの対応が困難な状況である。現場では特約を活用しにくい状況となっている。特約制度の運用に当たらないのは、この「従うべき基準」から「標準」となる特約が設けられていないことによる。 ○特約制度は平成17年度末までであり、現場では、特約制度終了後のプラスへの対応が困難な状況である。現場では特約を活用しにくい状況となっている。特約制度の運用に当たらないのは、この「従うべき基準」から「標準」となる特約が設けられていないことによる。 ○特約制度は平成17年度末までであり、現場では、特約制度終了後のプラスへの対応が困難な状況である。現場では特約を活用しにくい状況となっている。特約制度の運用に当たらないのは、この「従うべき基準」から「標準」となる特約が設けられていないことによる。 ○特約制度は平成17年度末までであり、現場では、特約制度終了後のプラスへの対応が困難な状況である。現場では特約を活用しにくい状況となっている。特約制度の運用に当たらないのは、この「従うべき基準」から「標準」となる特約が設けられていないことによる。	○児童福祉法第24条において、保育の必要性があると市町村が認める場合には保育を提供しなけれならない旨が規定されている。 ○自治体のご提案に対する懸念については、1次調査で記載させていただいておりますが、園が定める人員配置や面積について最低基準は子どもも発達のために必要であると考え、人員配置や面積の確保は必須と見ています。また、必要に応じて、必要とする人員や面積を確保することについては、必要に応じて調整を要するものと見ています。また、必要に応じて、必要とする人員や面積を確保することについては、必要に応じて調整を要するものと見ています。 ○特に、特約児童、地域等の観点から保育の受け止め確保の観点において自治体と異なる自治体であっても、最低基準を超える面積基準を認定し、様々な措置を講じている中、子どもの受け入れの保育の質を切り下げず確保すべきであると考えます。 ○府政としては各府県が地域の保育ニーズを捉え、必要不可欠な保育の受け止めを確保することが基本と考え、将来の施設の活用を見据えた必要不可欠の自治体の活用を推進する観点から、特約児童増進プランに基づき、積極的な対応を要していると考えています。	

内閣府「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な実施事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加員団提案団体及び自治団体等から寄せられた実施事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	実施事例	
259	地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所等の設置に係る採光基準の緩和	建築基準法施行令(昭和25年5月24日法律第201号)により、保育所等の採光基準が施設に適用され、保育所等の設置が困難となっていることから、当該基準の改正を求める	高層マンションの建設ラッシュ等により都市部を中心に保育所等の新設の必要が高まっている。しかし、都市部においては新設するための用地を確保することが困難であるため、実地物件を活用して保育所等の整備を進めているが、保育所を設置する物件の確保が困難な状況にある。さらに、せわしなく建て替えられる物件であっても、建築基準法施行令の採光基準を満たさないため、整備を断念せざるを得ない場合があり、特種児童の解消が困難となっている。	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	建築基準法第28条 建築基準法施行令第19条	内閣府、厚生労働省、国土交通省	大府府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪府		<追加員団提案団体及び自治団体等から寄せられた実施事例(主なもの)>	各府省からの第1次回答	
260	地方に対する規制緩和	医療・福祉	子ども子育て支援法における支給認定の職種変更事務の簡便化	子ども子育て支援法における支給認定について、第3号から第5号への職種変更認定の時点を、年度当初の4月1日など、一定の基準日を設ける。	子ども子育て支援法第19条第3項に定める認定から同法第2号に定める認定に切り替わる場合には、同法第29条第4項により市町村は職種変更認定をすることができない。移行制度では子どもが所属し得る職種に支給認定の変更手続きを行うこととなるため、事務が煩雑となっている。事務の簡便化のため、上記の職種変更については、第3号認定の時点を、年度当初時点ではなく、年度当初の4月1日など、一定の基準日を設けるよう改められた。 なお、支給認定事務は、保護者の申請による変更と職種変更を合わせ、毎月専任の専任の事務が実施している。そのほか認定と職種変更の申請だけで1年1回に集約できれば、事務の煩雑も少なくなり負担軽減となる。4月の事務量が増加することは考えられないものの、毎月の職種変更事務がなくなることの負担感の方が市町村にとってのメリットが大きい。	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	子ども子育て支援法第19条、第21条、第22条、第44条	内閣府	和歌山県、徳島県、山形県、秋田県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県		<追加員団提案団体及び自治団体等から寄せられた実施事例(主なもの)>	各府省からの第1次回答	

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月25日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
現在発生している特種児童解消のため、早期の改正をお願いしたい。	--	--	--	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			【内閣府】 (9) 建築基準法(昭25法201) 建物の採光基準については、既存建築物から保育所への転用等を促進するため、保育所の保育室等の家態に応じた採光の代替措置の合理化、土地利用の状況に応じた採光補正係数の選択制の導入、一体利用される複数設置の有効採光面積の算定方法の弾力化を図ること、平成29年度中に告示を改正する。 (関係府省：厚生労働省及び国土交通省)
回答の内容では事務負担は軽減されない。 3号及び2号をまとめて申請、認定する運用が可能とされているが、その場合、3号及び2号の両認定を一旦取得する必要があり、システムがそわいっただけでは、市町村は対応困難。また、システム上、一旦管理ができるとしても、支給認定の有効期間中に、認定事由の変更など保護者からの申請による変更手続きが煩雑にあるため、その都度、両認定を変更することとなり、事務はむしろ複雑化し、ミスが生じる原因にもなる。 また、現状で、保護者に対しては、認定区分の変更と利用者負担額等の変更とは時期が異なることについて大変難しさが説明しているが、そもそも保護者にとって認定区分の違いは重要ではないため理解しただけでないことも多い中、3号及び2号をまとめて申請、認定するとすれば、更にその難しさを説明する必要が生じ、市町村にとって負担軽減とはならない。 本提案については、事務の実施状況が市町村ごとに異なることも考慮し、市町村ごとに支給認定の基準日を指定するか否かを選択できる規定とした場合でも、例えば他市町村への転居があった場合、転居元と転入先で認定区分が異なるとしても、転入手続きなど市町村の事務実施に支障はない。また、認定区分の変更の時点を、例えば4月1日に設定したとしても、児童手当や母子保健制度への影響は特になしとも考えられる。 そもそも2号及び3号の認定区分を設定していることにより市町村に多大な事務負担が生じている。具体的には、3号から2号への段階変更事務の時期が行が、利用者負担額の決定など保育給付に係る事務やケア給付等の変更時期と相違していることは、事務の煩雑化を招き生じさせる原因となっており、地方自治体のスムーズな事務実施のため、制度の早期見直しを検討いただきたい。	【仮子市】 事務の省庁化と利用者負担の軽減しやすい制度として、再度改正を希望する。現行制度は、年度途中に保育料の負担しが増加したことと併せて、利用者負担に非常に不公平に。 【山岡小野田市】 システム上の強弱がおり誤り漏れに達する程度に支給認定の変更を行う仕様になっており、2号・3号をまとめて認定するためにシステム改修が必要となる。 国からの通知が「まとめて認定することが可能」では全国的な決定事項とはみなされず、本市の独自改修となり、システム改修がつかないことになる。事務量・効果等を考慮すると運営員の算定基準日である4月1日を基準日とし、全国的に取り扱いを統一すべきと考える。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	02号認定と3号認定の区分が有意でないことは明白であり、早期に区分の廃止を検討すべきである。	提案の趣旨を踏まえ、3号認定から2号認定への職種による変更に伴う認定手続や保護者への通知に関する事項について、一括処理を可能とすること等の事務処理方法について検討し、必要な措置を講じてまいりたい。	【内閣府】 (18) 子ども・子育て支援法(平24法65) (18) 子どもための教育・保育給付の認定(19条1項)については、以下のとおりとする。 平成29年度中に告示を改正し、職制による支給認定の変更に関する市町村(特別区を含む)の事務負担を軽減できるよう、認定手続や保護者への通知に関する事項について、一括処理を可能とすること等の必要な措置を、平成30年度から講ずる。 子ども・子育て支援法附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う給付の際に、制度全体の見直しの中で、上記認定手続等の事務負担の軽減措置の状況等も踏まえ、支給認定の在り方について検討を行い、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。		

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
認定こども園の「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」が各々の役割を十分に発揮し、そして互いに補完していけるよう、それぞれの役割・効果等を早急に通知等で明確化していただきたい。 また、「地域子育て支援拠点事業」の委託については「国として義務付けを行っているわけではない」ということであるが、自治体向けFAQの中で記載されている文言が、国としての事実上の義務付けを行っているように解釈されるため、今回の回答に記載されているような「委託については、あくまでも事業等との協議のうえ、最終的には市区町村において適切に判断されたい」などの文言に留意していただきたい。 なお、拠点事業の委託については、「その地域において「地域子育て支援拠点事業」による支援が必要かどうか」という視点をもって判断したいと考えている。				【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。		提案団体からの意見を踏まえ、FAQの修正を含め、適切に対応してまいりたい。	【内閣府】 (3)児童福祉法(第22法164)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(第18法77)及び子ども・子育て支援法(第24法65)地域子育て支援拠点事業(子ども・子育て支援法99条9号及び児童福祉法65条の3第4号)を規定しているが種別や保育所認定とも明確に区別する機会には、これまで一律に市区町村に当該事業の委託の継続を強く求めてきたが、市区町村の実情に応じて適切に委託の継続の可否が判断できるよう、当該事業と子育て支援事業(就学前の子ども)に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律2条(2号)の条件・効果等の違いを明確化することを求め、「FAQ」の内容を整理し、地方公共団体に平成29年度中に周知する。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)
申請者及び窓口業務の負担軽減を図る観点から、マイナンバーの記載を選択的記載事項とし、マイナンバーを記載した場合は他の記載事項を一部省略できるようにするなど、可能な限りマイナンバーの記載が必要な届書及び申請書を減らすよう見直しをお願いしたい。				【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		番号法別表第1に規定する事項については、マイナンバーの利用が原則であり、それに伴う手続きについては、マイナンバーの提示を要することが原則である。ただし、今回の提案のような就労保険者証の再交付など、付随的な手続きにおいて、マイナンバーと当該事務の個人情報との結びつきが強調行われ、かつ本人確認が十分なされていないなど、マイナンバー法の趣旨を損なわない範囲で、従来の免許申請とマイナンバーとを選択的記載とするという取組の前提化は検討しうると考える。	【内閣府】 (20)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(第25法27) (1)国民健康保険連立行政機関(第30厚生令53)において、個人番号の記載を義務付けている事務手続については、国民健康保険連立行政機関における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減を図るよう、地方公共団体に於ける運用実態等を踏まえ、個人番号の記載の義務付けの可否について関係府省が連携して検討し、平成30年までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
住居の負担軽減及び行政事務が効率化され予防接種を受けやすい環境が整うことにより感染症の予防及びまん延の防止につながるため、早期の法改正が実現されるよう検討していただきたい。	—	—	—	<p>【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ差別を設けることなく検討を進めること。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、身体障害者手帳関係情報等については既に他の行政分野において使われている状況であり、年末の対応方針の取りまとめに向けた全体のスケジュールに照した上で、関係府県、関係省庁と法改正に向けた検討を進めていきたいとの趣旨の発言があったところである。</p> <p>○ ついては、 ・厚生労働省において早急に検討を進めると共に、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。 ・内閣府(審判制度担当)において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法及びマイナンバー法の主務省令の改正に関して、内閣法制局関係者との調整を進めていただきたい。</p>	<p>厚生労働省と連携して、必要な対応を検討して参りたい。</p>	<p>〔内閣府〕 〔20〕行政手帳における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成27年法律第22号)第88条による予防接種の実施に関する事務(別表2の16の2)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、障害者関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に通知する。また、同法による集約の集約に関する事務(別表2の18)については、当該事務を処理するために必要な生活保護関係情報及び中国残留帰国者等支援給付等関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずるとともに、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報及び中国残留帰国者等支援給付等関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に通知する。 (関係府省、総務省及び厚生労働省)</p>

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
住居の負担軽減及び行政事務が効率化され予防接種を受けやすい環境が整うことにより感染症の予防及びまん延の防止につながるため、早期の法改正が実現されるよう検討していただきたい。	--	--	--	<p>【全国知事会】</p> <p>法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ提案を頂けることなど、検討を進めること。</p> <p>また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、身体障害者手帳関係情報等については既に他の行政分野において使われている状況であり、年末の対応方針の取りまとめに合わせた表体のスケジュールに照した形で、関係部局、関係府庁と法改正に向けた検討を進めていきたいとの趣意があったことである。</p> <p>○ ついては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省において早急に検討を進めると共に、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。 ・内閣府「番号制度推進計画」において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法及びマイナンバー法の主要条項の改正に関して、内閣法制局等関係者との調整を進めていただきたい。 	厚生労働省と連携して、必要な対応を検討して参りたい。	<p>【内閣府】</p> <p>(20)行政手帳における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(第23条第2項)</p> <p>(ⅱ)予防接種法(第23条第6項)による予防接種の実施に関する事務(別表2の16の2)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、障害者関係情報を含め、その旨を地方公共団体に開示する。また、別法による集約の取扱いに関する事務(別表2の18)については、当該事務を処理するために必要な生活保護関係情報及び中核障害者等支援給付等関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずると共に、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報及び中核障害者等支援給付等関係情報を含め、その旨を地方公共団体に開示する。</p>

内閣府「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な実施事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から寄せられた実施事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	実施事例	
53	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十条による児童福祉の給付)	母子保健法第二十条により児童福祉の給付を行った場合の費用の徴収基準額の見直し(母子保健法第二十条による児童福祉の給付)の認定については、所得額を基礎とすることとされている。当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、認定に必要な所得額から市町村民税所得額に改めることを求める。	【実施事例】 児童福祉法第二十条により児童福祉の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定については、所得額を基礎とすることとされている。当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、認定に必要な所得額に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行うことも必要な特定個人情報と入手できず、添付書類の提出に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上、情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・母子保健法(昭和40年法律第11号)第20条、第21条の4 ・補助児童福祉費等の国庫負担について(平成26年5月28日厚生労働省発表 0526第3号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州市、山口県各県の全府町村	大分県提案分	福岡市、秋田県、山形県、宮城県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、山口県	○当該件では児童福祉の給付の申請において必要な所得額証明書として、①確定申告の取(1画)又はその二画又は源泉徴収票又はその二画を提出することを原則としている。児童福祉法の基礎となる所得額から市町村民税所得額へ変更することになれば、①-②の書類が不要となり、住民の負担が減少する。 ○申請時の書類のため、保護者の専ら職収入が所得要件の申請証明書の提出が必要となり、保護者の手続負担が大きい。書類が電子形式で申請にかかる場合がある。他の児童福祉の制度と同様に市町村民税の徴収基準額の認定による、迅速で正確な認定となる。申請窓口についても当該制度は24時間対応である。申請においても同様の手続きが発生しており、番号制による各市町村の情報連携が図られても、徴収基準月額が市町村民税ではなく所得額で決定される限りにおいては、必要な情報を取得することができない。	厚生労働省において、母子保健法による費用の徴収基準額を所得額から市町村民税所得額に改めることについて検討する必要がある。
54	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十条による児童福祉の給付)	児童福祉法第二十条により児童福祉の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定については、所得額を基礎とすることとされている。当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、認定に必要な所得額から市町村民税所得額に改めることを求める。	【実施事例】 児童福祉法第二十条により児童福祉の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定については、所得額を基礎とすることとされている。当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、認定に必要な所得額に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行うことも必要な特定個人情報と入手できず、添付書類の提出に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上、情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第20条、第56条 ・補助児童福祉費等の国庫負担について(平成26年5月28日厚生労働省発表 0526第3号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会	大分県提案分	徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県	○当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上や情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認のため提案に同意する。	厚生労働省において、児童福祉法による費用の徴収基準額を所得額から市町村民税所得額に改めることについて検討する必要がある。
55	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十条による児童福祉の給付)	(1)児童福祉法による児童入所施設設置費及び児童入所施設運営費の徴収基準額の見直し(児童福祉法第二十条による児童福祉の給付)の認定については、所得額を基礎とすることとされている。当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することとできないとされている。また、利用者負担額の認定に必要な所得額に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行うことも必要な特定個人情報と入手できず、添付書類の提出に繋がらない。	【実施事例】 児童福祉法による児童入所施設設置費及び児童入所施設運営費の徴収基準額の見直し(児童福祉法第二十条による児童福祉の給付)の認定については、所得額を基礎とすることとされている。当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することとできないとされている。また、利用者負担額の認定に必要な所得額に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行うことも必要な特定個人情報と入手できず、添付書類の提出に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上、情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・地方税法(昭和25年法律第26号)第22条 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条、第31条 ・児童福祉法による児童入所施設設置費等国庫負担金及び児童入所施設費等児童福祉費(平成11年5月30日厚生労働省発表 0511第3号厚生労働事務次官通知) ・児童入所施設費等児童福祉費及び児童入所施設費等児童福祉費(平成19年12月18日厚生労働省発表 121800号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会	大分県提案分	滋賀県	○やむを得ない事由による措置の徴収基準額の免除は、マイナンバーの情報連携の活用によること、番号制による申請の迅速化によること、認定を受けることとも添付書類の削減により利便性が向上するなどの効果の必要性を認む。	まず、厚生労働省において、児童福祉法による児童入所施設設置費及び児童入所施設運営費の徴収基準額を所得額から市町村民税所得額に改めることについて検討する必要がある。それが認められるのであれば、情報連携に向けた必要な検討を行う。
56	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十条による児童福祉の給付)	(1)児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の費用の徴収基準額の見直し(児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置)の認定については、所得額を基礎とすることとされている。当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することとできないとされている。また、利用者負担額の認定に必要な所得額に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行うことも必要な特定個人情報と入手できず、添付書類の提出に繋がらない。	【実施事例】 児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の費用の徴収基準額の見直し(児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置)の認定については、所得額を基礎とすることとされている。当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することとできないとされている。また、利用者負担額の認定に必要な所得額に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行うことも必要な特定個人情報と入手できず、添付書類の提出に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上、情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・地方税法(昭和25年法律第26号)第22条 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条、第31条 ・児童福祉法による児童入所施設設置費等国庫負担金及び児童入所施設費等児童福祉費(平成11年5月30日厚生労働省発表 0511第3号厚生労働事務次官通知) ・児童入所施設費等児童福祉費及び児童入所施設費等児童福祉費(平成19年12月18日厚生労働省発表 121800号厚生労働事務次官通知) ・やむを得ない事由による措置(障害児通所支援)を行った場合の国庫等の取扱いについて(平成24年2月25日国庫等取扱い第1号厚生労働省児童福祉課長通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州市、山口県各県の全府町村	大分県提案分	ひらなか県、香川県、高知県、佐賀県、九州、伊豆、宇都宮	○やむを得ない事由による措置の徴収基準額の免除は、マイナンバーの情報連携の活用によること、番号制による申請の迅速化によること、認定を受けることとも添付書類の削減により利便性が向上するなどの効果の必要性を認む。	まず、厚生労働省において、児童福祉法によるやむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担額の認定基準を所得額から市町村民税所得額に改めることについて検討する必要がある。それが認められるのであれば、情報連携に向けた必要な検討を行う。

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する方針 (平成28年12月26日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
母子保健法第二十条により養育費の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえ、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村長税務情報にしていた。	-	-	-	<p>【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報連携が目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報ははじめ領域を設けることなく検討を進めること。 また、検討にあたっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 各府県からの第1次回答において、総務省から、 ・本事務については、申請に基づく事務であり、情報開示の対象となる者の同意をとれば、地方税法上の守秘義務の解除等を進捗させることとなる。 ・よって、厚生労働省において、母子保健法に係る養育費の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村長税務情報前編に定めることで地方税情報の提供は可能であるとの見解が示されたところである。 ○ ついては、厚生労働省において、母子保健法に係る養育費の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村長税務情報前編に改めることとする通知改正を行っていただきたい。</p>	<p>厚生労働省において、母子保健法による費用の徴収基準額を所得税額から市町村長税務情報前編に改めることとなれば、当該情報を連携できるよう対応して参りたい。</p>	<p>平成28年の地方からの提案等に関する方針 (平成28年12月26日閣議決定)記載内容</p>
児童福祉法第二十条により養育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえ、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村長税務情報にしていた。	-	-	-	<p>【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報連携が目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報ははじめ領域を設けることなく検討を進めること。 また、検討にあたっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 各府県からの第1次回答において、総務省から、 ・本事務については、申請に基づく事務であり、情報開示の対象となる者の同意をとれば、地方税法上の守秘義務の解除等を進捗させることとなる。 ・よって、厚生労働省において、児童福祉法に係る養育費の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村長税務情報前編に定めることで地方税情報の提供は可能であるとの見解が示されたところである。 ○ ついては、厚生労働省において、児童福祉法に係る養育費の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村長税務情報前編に改めることとする通知改正を行っていただきたい。</p>	<p>厚生労働省において、児童福祉法による費用の徴収基準額を所得税額から市町村長税務情報前編に改めることとなれば、当該情報を連携できるよう対応して参りたい。</p>	<p>【内閣府】 (20)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「法」と称す。) (iv)児童福祉法(昭22法141)20条1項に基づく養育費の給付を行った場合の費用の徴収に関する事務(対象者の16)については、当該事務を処理するために必要な地方税情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成30年度中に周知する。 (関係府省：総務省及び厚生労働省)</p>
児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえ、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村長税務情報にしていた。	-	-	-	<p>【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報連携が目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報ははじめ領域を設けることなく検討を進めること。 また、検討にあたっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除される見解とし、不明確であるため、地方税法上の守秘義務を解除する正統性が担保されない、との検討結果が示された。 ○ また、児童福祉法(昭22法164)26条1項及び27条1項に基づき、関係府県間の地方税関係情報との情報連携が可能となる見解とされ、関係府県から、地方税関係情報との情報連携に必要な担保措置としては必ずしも前期である必要はなく、経済的な負担を求めずとも担保措置により済むのではないか、との指摘があった。 ○ 厚生労働省においては、児童福祉法に担保措置として前期を設けることの見解、仮に前期を設けられない場合における経済的な負担を求める等の担保措置を設けることについて、緊急に検討を進め、内閣法制局、関係府県等との調整を進めていただきたい。 ○ 総務省においては、児童福祉法の現行の質問検査等の規定及び厚生労働省の検討する担保措置について、地方税法上の守秘義務が解除されるよう前向きな検討を加えていただきたい。 ○ 関係府県において、児童福祉法に担保措置を設けること等による同意に基づく強制措置の費用徴収事務と地方税関係情報との情報連携について、検討結果を第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。</p>	<p>厚生労働省において、児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の徴収基準額を所得税額から市町村長税務情報前編に改めること、また、地方税関係情報の提供が可能であるならば、情報連携に向けた必要な対応を行って参りたい。</p>	<p>【内閣府】 (5)児童福祉法(昭22法164)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「法」と称す。) ・児童福祉法(昭22法164)26条1項及び27条1項に基づき児童福祉サービスの提供等の措置(同法21条の2)を行った場合、児童入所措置(同法27条1項)を行った場合、及び障害児入所措置(同法27条2項)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法26条1項及び27条1項)については、地方税法(昭25法228)22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を連携することが可能となるよう、児童福祉法に民間検査等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(昭25法228)22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を連携することが可能となるよう、児童福祉法に民間検査等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(昭25法228)22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を連携することが可能となるよう必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。 (関係府省：総務省及び厚生労働省)</p>
児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえ、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村長税務情報にしていた。	-	-	-	<p>【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報連携が目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報ははじめ領域を設けることなく検討を進めること。 また、検討にあたっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除される見解とし、不明確であるため、地方税法上の守秘義務を解除する正統性が担保されない、との検討結果が示された。 ○ また、児童福祉法(昭22法164)26条1項及び27条1項に基づき、関係府県間の地方税関係情報との情報連携が可能となる見解とされ、関係府県から、地方税関係情報との情報連携に必要な担保措置としては必ずしも前期である必要はなく、経済的な負担を求めずとも担保措置により済むのではないか、との指摘があった。 ○ 厚生労働省においては、児童福祉法に担保措置として前期を設けることの見解、仮に前期を設けられない場合における経済的な負担を求める等の担保措置を設けることについて、緊急に検討を進め、内閣法制局、関係府県等との調整を進めていただきたい。 ○ 総務省においては、児童福祉法の現行の質問検査等の規定及び厚生労働省の検討する担保措置について、地方税法上の守秘義務が解除されるよう前向きな検討を加えていただきたい。 ○ 関係府県において、児童福祉法に担保措置を設けること等による同意に基づく強制措置の費用徴収事務と地方税関係情報との情報連携について、検討結果を第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。</p>	<p>児童福祉法によるやむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担額の算定基準額を所得税額から市町村長税務情報前編に改めること、また、地方税関係情報の提供が可能であるならば、情報連携に向けた必要な対応を行って参りたい。</p>	<p>【内閣府】 (5)児童福祉法(昭22法164)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「法」と称す。) ・児童福祉法(昭22法164)26条1項及び27条1項に基づき児童福祉サービスの提供等の措置(同法21条の2)を行った場合、児童入所措置(同法27条1項)を行った場合、及び障害児入所措置(同法27条2項)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法26条1項及び27条1項)については、地方税法(昭25法228)22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を連携することが可能となるよう、児童福祉法に民間検査等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(昭25法228)22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を連携することが可能となるよう必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。 (関係府省：総務省及び厚生労働省)</p>

各府県からの第1回回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1回回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見		提案募集検討専門部会からの主な再検討の視(重点事項)		各府県からの第2次回答		平成29年の地方からの提案等に関する対比方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容	
見解	補足資料	見解	補足資料								
<p>身体障害者福祉法第三十八條第一項及び知的障害者福祉法第二十七條によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定について、住居の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえようとして、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていたこと。</p> <p>なお、地方税法上の守秘義務については、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)にもあり、措置制度の性質等を十分に踏まえ、地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の取組について、関係府県で連携して検討していただきたい。</p>				<p>〔全国知事会〕 法施行後3年を目途として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報連携や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ領域を設けることなど、検討を進めること。</p> <p>〔全国市長会〕 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○第1次ヒアリングにおいて、申請に基かない事項であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのように同意では地方税法上の守秘義務が解除される状態として不明であるため、地方税法上の守秘義務を解除する正確性と担保されたい、との検討結果が示された。</p> <p>○また、構成員から、費用徴収額の認定事務にはそもそも根拠法に資する情報提供が必ずしも必要でなく、経済的な負担を求めないものであるのではないか、との指摘があった。</p> <p>○厚生労働省においては、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に質問書答欄を設けること、及びこれらの法律に担保措置として罰則を設けることの趣意、仮に罰則を設けられない場合にける経済的な負担を求めない担保措置を設けることについて、早急に検討を進め、内閣法制局、関係団体等との調整を進めていただきたい。</p> <p>○総務省においては、厚生労働省の検討する質問書答欄及び担保措置について、地方税法上の守秘義務が解除されるよう前向きな検討を加えていただきたい。</p> <p>○関係府県においては、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に質問書答欄と担保措置を設けることによる法律に基づく強制措置に係る費用徴収と地方税関係情報に係る情報連携について、検討結果を第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。</p>	<p>厚生労働省において、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法によるやむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担額の認定基準を所得情報から市町村民税所得割に改めること、また、地方税関係情報の提供が可能であるならば、情報連携に向けた必要な対応を行って参りたい。</p>	<p>〔内閣府〕 (7)身体障害者福祉法(第24条23)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法27) 身体障害者福祉法に基づく(番号)サービス2の提供等の措置(同法15条の4)を行った場合又は障害者支援施設への入所等の措置(同法16条1第2号)を行った場合の住所の認定又は費用の徴収に関する事項(同法18条1第1項)については、地方税法(第25条22)22条の規定に基づき守秘義務を解除し、地方税関係情報を連携することが可能となる。身体障害者福祉法に質問書答欄の認定を設けた上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この事項において「番号法」という。)に基づき情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、各事務を処理することが可能となる。当該事務を処理するために必要なものとして番号法に規定されている特定個人情報を、地方税関係情報を追加すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。 (関係府県：総務省及び厚生労働省)</p> <p>(11)知的障害者福祉法(第35条37)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法27) 知的障害者福祉法に基づく(番号)サービス2の提供等の措置(同法15条の4)を行った場合又は障害者支援施設への入所等の措置(同法16条1第2号)を行った場合の住所の認定又は費用の徴収に関する事項(同法18条1第1項)については、地方税法(第25条22)22条の規定に基づき守秘義務を解除し、地方税関係情報を連携することが可能となる。知的障害者福祉法に質問書答欄の認定を設けた上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この事項において「番号法」という。)に基づき情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、各事務を処理することが可能となる。当該事務を処理するために必要なものとして番号法に規定されている特定個人情報を、地方税関係情報を追加すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。 (関係府県：総務省及び厚生労働省)</p>				
<p>老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の認定について、住居の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえようとして、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていたこと。</p> <p>なお、地方税法上の守秘義務については、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)にもあり、措置制度の性質等を十分に踏まえ、地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の取組について、関係府県で連携して検討していただきたい。</p>				<p>〔全国知事会〕 法施行後3年を目途として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報連携や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ領域を設けることなど、検討を進めること。</p> <p>〔全国市長会〕 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○第1次ヒアリングにおいて、申請に基かない事項であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのように同意では地方税法上の守秘義務が解除される状態として不明であるため、地方税法上の守秘義務を解除する正確性と担保されたい、との検討結果が示された。</p> <p>○また、老人福祉法は既に費用徴収権が措置されている。担保措置の創設により地方税関係情報との連携が可能になる状態となる。構成員から、地方税関係情報への情報連携に必要な担保措置として必ずしも罰則を設ける必要はなく、経済的な負担を求めない担保措置を設けることなど、その指摘があった。</p> <p>○厚生労働省においては、老人福祉法の行政手続等に関する認定及び厚生労働省の検討する担保措置について、地方税法上の守秘義務が解除されるよう前向きな検討を加えていただきたい。</p> <p>○関係府県においては、老人福祉法に担保措置を設けること等による同法に基づく強制措置の費用徴収と地方税関係情報の情報連携について、検討結果を第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。</p>	<p>厚生労働省において、老人福祉法による福祉の措置を行った場合の利用者負担額の認定基準を所得情報から市町村民税所得割に改めること、また、地方税関係情報の提供が可能であるならば、情報連携に向けた必要な対応を行って参りたい。</p>	<p>〔内閣府〕 (12)老人福祉法(第38法133)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法27) 老人福祉法(第11条)による措置(同法15条)を行う場合の住所の認定又は費用の徴収に関する事項(同法18条1第1項)については、地方税法(第25条22)22条の規定に基づき守秘義務を解除し、地方税関係情報を連携することが可能となる。老人福祉法に質問書答欄の認定を設けた上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この事項において「番号法」という。)に基づき情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、各事務を処理することが可能となる。当該事務を処理するために必要なものとして番号法に規定されている特定個人情報を、地方税関係情報を追加すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。 (関係府県：総務省及び厚生労働省)</p>				
<p>情報連携で同一保険世帯の保険情報を取得することが可能となれば、住居サービスにつながり、申請者の負担の軽減を図ることができると、前向きな検討をしていただきたい。</p> <p>収入情報については、非課税世帯のみが収入の証明を提出する必要があるため、申請者にとり経済的な負担となるほか、証明の取得・提出のための労力も大きなものとなっている。情報連携により、全ての収入情報が一旦で確認できることで、同時に、申請者及び行政の両者の負担軽減となることから、実現に向け検討していただきたい。</p>				<p>〔全国知事会〕 法施行後3年を目途として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報連携や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ領域を設けることなど、検討を進めること。</p> <p>〔全国市長会〕 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、医療保険関係情報の情報連携については、既に他の行政分野において使われている状態であること、また、障害年金関係情報については、現在情報連携の取組となっている障害者等に対して、その実現の可否を改めて、システム改善を進めていく旨の報告や報告、急務の対応を急がれる対応を求め、との趣意の発言があったことである。また、構成員から、年度の経理によって情報連携の取扱いが変わることになれば、年度のながれを把握しを要することになってしまう、という懸念がある、との趣意の発言があったことである。</p> <p>○医療保険関係情報については、厚生労働省において、情報連携を可能とする方向で検討を行い、第2次ヒアリングまでに当該情報連携をお示しいただきたい。</p> <p>○また、並行して、内閣府(番号制度担当室)は厚生労働省の協力の下、マイナンバー制度の推進等に関して調整を進めていただきたい。</p> <p>○障害年金支給関係情報については、厚生労働省及び内閣府において、年金の経理にかかわらず情報連携を可能とする方向で検討を行い、第2次ヒアリングまでに当該情報連携をお示しいただきたい。</p> <p>また、並行して、内閣府(番号制度担当室)において厚生労働省の協力の下、マイナンバー制度の推進等に関して調整を進めていただきたい。</p>	<p>支給認定基準世帯委員の保護加情報については、情報連携が可能となるよう必要な対応を検討して参りたい。</p> <p>障害年金関係情報については、情報提供側において、情報提供側ネットワークシステムを使用した情報連携を行うことが可能となるのであれば、情報連携が可能となる。必要な対応を検討して参りたい。</p>	<p>〔内閣府〕 (20)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法27) (16)児童福祉法(第22法164)による内閣府の特定児童保護費の支給に関する事務(第22法2の1)については、当該事務を処理するために必要な特定児童情報に、医療保険関係情報を追加すること、その旨を地方公共団体に周知する。 また、当該事務において個人の収入の状況を把握するに当たり必要な情報のうち、児童福祉法関係情報(同法22法17条の規定に基づき提供を受ける)については、児童福祉法関係情報と併せて、地方税法(第25条22)11に基づく(番号)サービス2の提供等の措置(同法15条の4)による障害年金及び障害年金、労働者共済組合保険法(第22法50)による障害者共済給付及び労働者共済組合(同法22法11)による障害者共済給付に関する事務を処理するに際しては、地方税法(第25条22)11に基づく(番号)サービス2の提供等の措置(同法15条の4)による情報について、地方公共団体に付する内閣府事務関係に配慮しつつ、申請手続における事務の処理を促進する方向について検討し、平成30年中に結論を得る。その旨を地方公共団体に周知する。 (関係府県：内閣府、総務省及び厚生労働省)</p> <p>(4)児童の意思に対する保護に関する法律(平成25法50)による特定児童費の支給に関する事務(第22法2の1)については、当該事務を処理するために必要な特定児童情報に、医療保険関係情報を追加すること、その旨を地方公共団体に周知する。 また、当該事務において個人の収入の状況を把握するに当たり必要な情報のうち、情報の提供に関する事務等に関する法律(平成25年労働者共済法第22法11)の規定に基づき提供を受ける)については、児童福祉法関係情報(同法22法11)による障害者共済給付に関する事務を処理するに際しては、地方税法(第25条22)11に基づく(番号)サービス2の提供等の措置(同法15条の4)による情報について、地方公共団体に付する内閣府事務関係に配慮しつつ、申請手続における事務の処理を促進する方向について検討し、平成30年中に結論を得る。その旨を地方公共団体に周知する。 (関係府県：総務省)</p>				
<p>提案の実現に向け、積極的な検討をお願いします。</p>				<p>〔全国市長会〕 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○第1次ヒアリングにおいて、内閣府(防災担当部)から、今宵には内閣法制局を含めた関係府県と調整した上で必要な検討を進めていただきたいとの趣意の発言があったことである。</p> <p>○今後、内閣府(防災担当部)において、災害対策基本法の改正等に向けて内閣法制局を含めた関係府県と調整を行った上で、当該調整結果に基づいて、第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。</p>	<p>御提案の内容については、現行法制度での対応の可否、他の法制度との整合等の観点から、引き続き検討を進めます。</p>	<p>〔内閣府〕 (12)災害対策基本法(第36法23) (1)総務省と関係府県の間の(特別関係を含む。以下この事項において同じ。)の一体的対応については、災害発生直後速報情報から応援を求められた都道府県知事等が、区域内の市町村長に対し災害発生市町村長が行う災害応対対応の応援を求めらることができるとを周知すること、その旨を地方公共団体に周知する。 (関係府県：総務省)</p>				

各府県からの第1次回審を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回審を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回審	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>大規模自然災害が発生した場合、自治体を越えた広範囲にわたる大きな被害が想定されることから、被災認定業務においては、標準手順に基づき、一定の統一された理念が行われ、地方自治体あるいは地方自治体間で混乱が生じないよう、迅速な審査と早期の被災証明書の発行が不可欠なことが懸念されている。</p> <p>①審査手続きの簡素化については、府・県における自治体間の調査手法・前回の委員の解法のほか、被災証明書の受付時、いかなる手続きの初期段階において「写真認定可能なもの」「調査を省くもの」の取り分けを行うことで、迅速な被災認定調査と被災証明書の交付・取崩に貢献することが見込まれる。</p> <p>具体的には、被災種類ごとに用意された多くの事例写真等との照合確認による簡便認定、被災証明書の申請受付につながる選択可能な具体的な申請書の区分、災害に係る住家被害認定業務 実施体制の平引き等の改正を行う等、地方公共団体に対し周知することを求める。</p> <p>また、内閣府、金融庁及び財務省の関係府省並びに関係団体が参加した検討会において、民間保険会社における住家被害認定調査のノウハウ等を活用し、市町村による被災証明書の発行が少しでも迅速かつ円滑に行える方策について、十分に議論することを求める。</p>		<p>被災認定調査の実現に向けて、十分な検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 被災認定調査の実現に向けて、十分な検討を求める。 【全国町村会】 被災認定調査の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>		<p>【全国市長会】 被災認定調査の実現に向けて、十分な検討を求める。 【全国町村会】 被災認定調査の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>○第1次ヒアリングにおいて、内閣府(防災担当)から、被災認定調査手続の簡素化や認定の迅速化については見直しを検討を進めるなどの趣旨の発言があったところであるが、内閣府(防災担当)において、簡素化に資する写真認定の導入等について、具体的な手順が分らない、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を改正する等し、そのことを地方公共団体に対して周知していただきたい。</p> <p>○内閣府(防災担当)において、被災証明書を地方公共団体独自の審査認定区分を設定することができることを前提とし、論議の概要等を決定している事例を「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」に盛り込む等し、また、そのことを地方公共団体に対して周知していただきたい。</p> <p>○第1次ヒアリングにおいて、金融庁・財務省等関係府省も協力し「標準」見直し、並行検討を進めるに当たっては、地震保険損害賠償のノウハウ等、専門的見地からの知見等も活用するため、民間保険会社にも協力することを決定している。</p> <p>4. さらに、住家の被害の程度が単純に異なる区分において、地方公共団体が独自に区分を設定することについて現行において不可であるが、地の理の調査委託等により、災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」に盛り込む等により、地方公共団体に対して周知していただきたい。</p>	<p>6【内閣府】 ⑬⑭災害対策基本法(昭64法223) ⑮被災証明制度の見直しについては、以下の措置を講ずる。 (1)被災証明書の交付の迅速化については、住家の被災認定調査の効率化及び迅速化に資する写真認定の導入の可能性も含め、内閣府における有識者検討会において、関係府省等が協力して民間団体等との見直しを検討を行う。平成30年度中に結論を出す。その結果に基づき、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を改正するなどの必要な措置を講ずるとし、その旨を地方公共団体へ周知する。 (2)被災証明書の交付の迅速化については、住家の被災認定調査の効率化及び迅速化に資する写真認定の導入の可能性も含め、内閣府における有識者検討会において、関係府省等が協力して民間団体等との見直しを検討を行う。平成30年度中に結論を出す。その結果に基づき、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を改正するなどの必要な措置を講ずるとし、その旨を地方公共団体へ周知する。</p>	
<p>・銀行の災害救助法における「現物給付の原則」は懸念している。そのうえで、今回の提案は、被災者「迅速かつ適切な救助を行うための手段」に柔軟性を求めるものである。</p> <p>・有識者会議では、現金給付の課題として「他用途への使用の懸念」があげられているが、今回の提案事項は、引換券の配付であり、現金給付は行わないため、他用途に使用されることはない。また、「自力で住宅が修復できない被災者や避難所へ避難し生活する被災者」については、被災者の実情は、基本的に被災者からの申請及び被災証明書の判定に基づいて行っているため、別途配慮する必要はないと考える。</p> <p>・また、御座った本務の災害事項は、被害の広範囲かつ甚大であったために、多くの申請があったこと、通行止めや断電といった配慮が多数発生したことが要因であり、それは現物支給に限定された本制度が、被災地の現状に即応できていないためであるを踏まえ、照らしたうえで適切な時期に支給するために、引換券を利用した支給手段の効率化が必要である。</p> <p>・住上型応急仮設住宅の併用については、東日本大震災発生時から、繰り返し被災自治体の多大な負担となっている事実を考慮して、前向きに検討していただきたい。</p>		<p>被災認定調査の貸付利率を条例で引き下げることが可能となるよう、引き続きご検討いただきたい。</p>		<p>【全国市長会】 被災認定調査の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>○銀行の災害救助法においては、災害により、現物救助を必要とする被災者に対して、住まいを提供し、健康に物質や食料等が行き届くよう、「現物」によって救助を行うこととしている。これは、災害時には生活に必要な物資が不足し、あるいはその調達に困難になるため、食料や日用品の購入などを行うことが難しく、食料を供給するに足りない場合などは、通常、社会的な秩序の安全を確保しなければならないような社会的混乱があると考えにくいことを基本的な考え方としている。</p> <p>・現物給付の問題については、有識者会議である「被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会」で検討され、その中からまとめ(平成26年8月)においても、現物給付については、「事務負担が大きい」等の課題と「被災者への負担が軽減」等の利点が、現金給付については「他用途への使用の懸念」、「自力で住宅が修復できない被災者や避難所へ避難し生活する被災者」等の課題と、「被災自治体間の事務負担」等の利点があるとされている。</p> <p>・災害救助法に基づく生活必需品の給付については、災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない娯楽、寝具その他の衣料品及び生活必需品を被災者又は被褥に限り日常生活を営むことが困難な被災者に対して、急務をしのぐ救済の観点、被災者その他の衣料品及び生活必需品を給付し、一時的に被災者の生活を安定させることを目的とするものであり、住居被害者に対する被災者に対する給付に限りは被災者の必要はないとされている。御提案の生活必需品の引換券については、第三者へ譲渡してしまう可能性の懸念、悪徳店等で自力で取りに行けない被災者への対応等の課題があり、引換券を推奨することが適当とされている。</p> <p>・住上型応急仮設住宅の併用において、契約事務等の手続が煩雑との御指摘があることは承知しているが、熊本県においては、被災者自ら物件を現し地方自治体へ応急仮設住宅として申請する方式や、国等の職員の出張などの工夫により、現物給付の課題の改善を図ることができている。</p> <p>・しかしながら、提案団体の意向も踏まえ、住上型応急仮設住宅の契約手続については、契約書の様式等を関係団体に對して周知するという所要の措置を講じていただきたい。</p>	<p>6【内閣府】 ⑮災害救助法(昭22法118) ⑯住上型応急仮設住宅の併用については、契約手続が円滑に行われるよう、契約書の様式等を、関係団体に平成30年度中に周知する。</p>	
<p>○被災認定調査の貸付利率については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許すべきである。</p> <p>【全国市長会】 被災認定調査の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 被災認定調査の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>				<p>○第1次ヒアリングにおいて、内閣府(防災担当)からは、自然災害による被災世帯の生活の立直しを目的として、制度の趣旨等を踏まえ、貸付に係る利率を引き下げに向けた検討を進めていく趣旨の発言があったところである。</p> <p>○今後、災害世帯の支援等に関する法律の改正に向けて、内閣府制局と調整を行った上で、当該調整結果について、第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。</p>	<p>○災害認定調査の貸付については、「災害被害者の支給等に関する法律」(昭和46年9月18日法律第82号)に基づく貸付制度であり、市町村の固有事務として、市町村が実施主体となり貸付を行っているところである。</p> <p>・また、災害認定調査の貸付率については、同法第106条第4項「災害被害者は、借付期間中は無利子とし、借付期間経過後はその利率を借付利率の合算率(年3パーセントとする。)とされていることであり、利息については、市町村の運営事務費等を見合うものとする」とあり、市町村の収入となるものである。</p> <p>・しかしながら、自然災害による被災世帯の生活の立直しを目的としている制度の趣旨等を踏まえ、貸付に係る利率を引き下げ等の検討を引き続き進めていただきたい。</p>	<p>6【内閣府】 ⑮災害被害者の支給等に関する法律(昭46法82) ⑯災害認定調査の貸付率については、条例による市町村(特別区を含む。)の判断で設定できるようにすることとし、その旨を地方公共団体に周知する。</p>	
<p>○平成30年度地方創生推進交付金については、新務申請・変更申請ともに平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付けるとの事務連絡が通知されている。これにより年度当初からの事務着手が可能となること、実施を強く希望する。</p> <p>○回答は「事務連絡等については、早期の通知に努めたい」とあるが、地方創生推進交付金第2回申請(平成29年7月1日付け事務連絡、8月31日実施計画提出期限)については、事務局から自治体は知覚はしていないものの、前年度の推進交付金2回申請(平成28年7月1日付け事務連絡、8月31日実施計画提出期限)と比較すると、事務連絡による通知が同時期であると同様ならず、実施計画の提出期限が1ヵ月前倒しされたこと、</p> <p>・募集を実施することについての事前アンケートが無い中で、短い期間の募集が行われ、地方創生推進交付金に十分な取組がなれない等、申請率に支障が出ている、引き続き、事務連絡等の早期通知を強く希望する。</p> <p>・また、地方創生推進交付金(仮定額)第3回の募集(平成29年7月1日付け貸付通知、8月31日提出期限)については、全く事業があることが想定できていなかったこと、また、継続事業に係る変更申請事務の運用については、多くの自治体で事務負担を感じており、努力に起因する負担軽減を強く希望する。</p>	<p>【群馬県】 平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡において平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出時期を平成30年度当初予算案が議決する平成30年1月半とした上で、年度当初からの事務着手が可能となるようにしていただきたい。</p> <p>【広島県】 ・変更前は前年度より2ヶ月前倒した交付申請のスケジュールが事務連絡にて承知しているが、同様に交付決定も2ヶ月前倒しし、年度当初からの事務着手を可能としたい。</p> <p>・総務委員の枠内で経費の内訳を変更する等の経費の変更について、地方公共団体の負担が増える場合、手続の簡素化について検討していただきたい。</p> <p>【福岡県】 平成30年度第2回推進交付金の意向が出る10月中旬頃に、次回申請用として平成30年度分の実施計画書様式等を示していただきたい。</p>			<p>【全国市長会】 被災認定調査の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 被災認定調査の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○第1次回審とあり、新務事業について、また、継続事業については実施計画書の有無にかかわらず、平成30年度当初からの事務着手が最大限となるよう取り組んでいただきたい。</p> <p>・事務に必要な実施計画書の提出時期については、最低限必要な審査期間や交付決定付前期等を確保した上で、自治体からの要望をふまえて年度当初からの事務着手が可能となるよう設定してあり、平成30年度地方創生推進交付金においては、平成30年1月上旬より受け付ける事務連絡でお知らせしてまいりたい。なお、引き続き自治体利用や利用促進によるよう、実施計画書の提出を推奨してまいりたい。</p> <p>・年末まで(まひ)として創生推進交付金の申請(1月)にあり、12月の閣議決定に向けて整理しを行う予定、実施計画書様式については、見直しを踏まえた交付金交付の趣旨が図りやすき、速やかに周知したい。ただし、様式の変更は必要ないものと想定されるので、銀行様式で検討を進めていただきたい。</p> <p>・申請に際している自治体利用の手引制度となるよう、申請スケジュール等の事務連絡において、引き続き早期の通知に努めたい。なお、申請スケジュール等の事務変更については、その変更も改めて今後検討してまいりたい。なお、変更手続に係る自治体負担軽減の観点から、変更内容に関する実施計画書については、申請書の有無にかかわらず全ての内容項目への記載をお願いしているところではあるが、変更点のみ記載するよう運用の変更を検討しているところ。</p>	<p>6【内閣府】 (22)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。 (1)新規事業及び継続事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請書のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発行について検討する。 (2)地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書の提出について記載書の簡素化等による、引き続き運用の改善を図る。 (3)申請期間延長や変更等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。</p>	

内閣府「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他(特記事項)	<追加関係団体及び当該団体等から寄せられた支援事例(主なもの)>		各府庁からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支援事例	
74	B	地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金について、地方創生工事が生かされるよう、4月1日からの事業者手続が可能な作業体制の構築	地方創生推進交付金の対象事業について、新規事業や増額変更を伴う継続申請に際しては、申請書の提出が可能な体制を整えることとする。申請書の提出が可能な体制を整えることとする。申請書の提出が可能な体制を整えることとする。	地方創生推進交付金の対象事業について、新規事業や増額変更を伴う継続申請に際しては、申請書の提出が可能な体制を整えることとする。申請書の提出が可能な体制を整えることとする。申請書の提出が可能な体制を整えることとする。	地方創生推進交付金に関するG6A	内閣府	茨城県(れい州県)、千葉県(津田沼市)、群馬県(高崎市)、埼玉県(大川市、伊予市、田原市、熊谷市、鴻巣市)、東京都(上野市、久野町)、神奈川県(大井町)、静岡県(磐田市)、富山県(高岡市)、石川県(小松市)、福井県(若狭市)、岐阜県(津市)、愛知県(津島市)、奈良県(磯原市)、和歌山県(和歌山市)、鳥取県(鳥取市)、徳島県(徳島市)、香川県(高松市)、岡山県(岡山市)、広島県(広島市)、山口県(山口市)、愛媛県(松山市)、高知県(高知市)、福岡県(福岡市)、佐賀県(佐賀市)、長門県(長門市)、熊本県(熊本市)、大分県(大分市)、宮崎県(宮崎市)、鹿児島県(鹿児島市)、沖縄県(那覇市)	地方創生推進交付金に関するG6A	地方創生推進交付金の対象事業について、新規事業や増額変更を伴う継続申請に際しては、申請書の提出が可能な体制を整えることとする。申請書の提出が可能な体制を整えることとする。申請書の提出が可能な体制を整えることとする。	地方創生推進交付金の対象事業について、新規事業や増額変更を伴う継続申請に際しては、申請書の提出が可能な体制を整えることとする。申請書の提出が可能な体制を整えることとする。申請書の提出が可能な体制を整えることとする。	
144	B	地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金の手続に係る規制緩和	地方創生推進交付金の手続に係る規制緩和	地方創生推進交付金の手続に係る規制緩和	地方創生推進交付金に関するG6A	内閣府	岩手県、秋田県、山梨県	地方創生推進交付金の手続に係る規制緩和	地方創生推進交付金の手続に係る規制緩和	地方創生推進交付金の手続に係る規制緩和	地方創生推進交付金の手続に係る規制緩和
172	B	地方に対する規制緩和	雇用・労働	プロフェッショナル人材事業の計画(地方創生推進交付金の早期交付決定)	プロフェッショナル人材事業の計画(地方創生推進交付金の早期交付決定)	プロフェッショナル人材事業の計画(地方創生推進交付金の早期交付決定)	地方創生推進交付金に関するG6A	内閣府	埼玉県	地方創生推進交付金の手続に係る規制緩和	地方創生推進交付金の手続に係る規制緩和	地方創生推進交付金の手続に係る規制緩和	地方創生推進交付金の手続に係る規制緩和
188	B	地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金の手続に係る規制緩和	地方創生推進交付金の手続に係る規制緩和	地方創生推進交付金の手続に係る規制緩和	地方創生推進交付金に関するG6A	内閣府	矢野町	地方創生推進交付金の手続に係る規制緩和	地方創生推進交付金の手続に係る規制緩和	地方創生推進交付金の手続に係る規制緩和	地方創生推進交付金の手続に係る規制緩和

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容	
見解	補足資料	見解	補足資料					
提案趣旨に沿った対応を検討していただけており、確実に実行していただけるようお願いいたします。 また、30年度以降のプロフェッショナル人材戦略拠点事業については、継続事業として取り扱い、4月1日付の交付決定をお願いします。		【群馬県】 平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡において平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出時期を平成30年度当初予算案がほぼ確定する平成30年1月末とした上で、年度当初からの事業着手が可能となるようにしていただきたい。 【福岡県】 平成29年度第2回推進交付金の内容が10月中旬頃に、次回申請用として平成30年度分の実施計画書形式等を示していただきたい。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		・平成30年度地方創生推進交付金については、実施計画の変更の有無にかかわらず、年度当初からの事業着手が最大限可能となるよう取り組んでまいります。 【内閣府】 (2)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。 (イ)新採事業及び継続事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請書のスケジュールの初期及び申請に係る事務連絡等の早期提出について検討する。 (ロ)地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。 (ハ)事務相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容	
○現状では、交付決定でなければ、事業着手が認められていないことから、申請の受付時期を早めるだけでなく支援体制の整備にはつながらず、申請から交付決定までの一連の手段を体系的に存する旨を明確に回答されたい。 ○認定、交付決定より前に事業着手することについて、地方創生推進交付金交付要綱第5条の2の規定において、あらかじめ大臣の承認を受けて事業着手できるとされていることから、承認制度を必ず、当該承認制度を積極的に適用し、財政面で地方の負担が増加しないよう改めて検討願いたい。	【群馬県】 平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡において平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出時期を平成30年度当初予算案がほぼ確定する平成30年1月末とした上で、年度当初からの事業着手が可能となるようにしていただきたい。 【神奈川県】 申請に係る申請の受付時期を要する旨等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう、検討を進めていただきたい。 さらに、地方創生推進交付金は、年度途中からの募集もあるが、募集締め切りから交付決定まで3ヶ月程度掛かっている。交付決定前の事業着手については、平成29年6月21日の地方創生推進交付金交付要綱改正により、その扱いが明確な(第5条の2)、当初の大臣承認を受けて事業着手することができるとされたが、事実上、事前着手が認められるのは限定的とみられる。そのため、自治体独自の判断により、事前着手が可能となるよう制度を改めていただきたい。 【広島県】 総務委員の枠内で経費の内訳を変更する等の軽微な変更について、地方公共団体の負担が軽減されるよう、手続の簡素化について検討していただきたい。 ・来年度は前年度より2ヶ月前倒しした交付申請のスケジュールが事務連絡にて示されているが、同様に交付決定も2ヶ月前倒しし、年度当初からの事業着手を可能として頂きたい。	【群馬県】 平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡において平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出時期を平成30年度当初予算案がほぼ確定する平成30年1月末とした上で、年度当初からの事業着手が可能となるようにしていただきたい。 【広島県】 ・来年度は前年度より2ヶ月前倒しした交付申請のスケジュールが事務連絡にて示されているが、同様に交付決定も2ヶ月前倒しし、年度当初からの事業着手を可能として頂きたい。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		・第1次回答のとおり、実施計画の変更の有無にかかわらず、平成30年度当初からの事業着手が最大限可能となるよう取り組んでまいります。 ・審査に必要な実施計画書の提出時期については、最低限必要な審査期間や交付決定手続期間等を確保した上で、自治体からの要望をふまえて年度当初からの事業着手が可能となるよう設定しており、平成30年度地方創生推進交付金においては、平成30年1月上旬に受け付ける事務連絡でお知らせしているところ、引き続き自治体を利用しやすい制度となるよう、審査を踏まえた進捗の改善を検討してまいります。 ・地方創生推進交付金を活用して実施する事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下、「補助金等適正化法」という。)に基づいて適切に執行される必要があり、原則として地方再生計画の内容及び推進交付金の交付決定日以降より事業着手することとなっている。 ・地方創生推進交付金交付要綱第5条の2についても、補助金等適正化法に基づいて適用していることを受けて、次年度国土審議、国会を要する事業で公益上にも心を配らないと認められる場合に適用することを想定しているところ、また、変更手続きに係る自治体負担軽減の観点から、変更申請に係る実施計画書については、現行は変更の有無にかかわらず全ての項目への記載をお願いしているところではあるが、変更のみ記載するよう運用の変更を検討しているところ。	【内閣府】 (2)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。 (イ)新採事業及び継続事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請書のスケジュールの初期及び申請に係る事務連絡等の早期提出について検討する。 (ロ)地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。 (ハ)事務相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。	
プロフェッショナル人材の活用については、「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、地方創生の展開を図る施策として位置付けられている。 また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016年度版)」で、プロフェッショナル人材戦略拠点等の国におけるKPIを「2020年までに相談件数6万件」と設定している。 本事業の継続的な執行に支障を生じさせない中、早期に交付決定を行うとともに、計画的な執行が可能となるよう、切れ目のない中・長期的なスケジュールを明示していただきたい。		【群馬県】 平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡において平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出時期を平成30年度当初予算案がほぼ確定する平成30年1月末とした上で、年度当初からの事業着手が可能となるようにしていただきたい。 【広島県】 ・来年度は前年度より2ヶ月前倒しした交付申請のスケジュールが事務連絡にて示されているが、同様に交付決定も2ヶ月前倒しし、年度当初からの事業着手を可能として頂きたい。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		・第1次回答のとおり、平成30年度当初からの事業着手が最大限可能となるよう取り組んでまいります。 ・引き続き自治体を利用しやすい制度となるよう、申請スケジュール等の事務連絡については、引き続き早期の通知に努めてまいります。 ・今年度も、審査を踏まえて地方創生に取組む地方公共団体の継続かつ主体的な取組を支援するため、必要な情報の提供に努めてまいります。	【内閣府】 (2)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。 (イ)新採事業及び継続事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請書のスケジュールの初期及び申請に係る事務連絡等の早期提出について検討する。 (ロ)地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。 (ハ)事務相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。	
変更なし		【群馬県】 平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡において平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出時期を平成30年度当初予算案がほぼ確定する平成30年1月末とした上で、年度当初からの事業着手が可能となるようにしていただきたい。 【神奈川県】 申請に係る申請の受付時期を要する旨等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう、検討を進めていただきたい。 さらに、地方創生推進交付金は、年度途中からの募集もあるが、募集締め切りから交付決定まで3ヶ月程度掛かっている。交付決定前の事業着手については、平成29年6月21日の地方創生推進交付金交付要綱改正により、その扱いが明確な(第5条の2)、当初の大臣承認を受けて事業着手することができるとされたが、事実上、事前着手が認められるのは限定的とみられる。そのため、自治体独自の判断により、事前着手が可能となるよう制度を改めていただきたい。 【広島県】 総務委員の枠内で経費の内訳を変更する等の軽微な変更について、地方公共団体の負担が軽減されるよう、手続の簡素化について検討していただきたい。 ・来年度は前年度より2ヶ月前倒しした交付申請のスケジュールが事務連絡にて示されているが、同様に交付決定も2ヶ月前倒しし、年度当初からの事業着手を可能として頂きたい。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		・第1次回答のとおり、平成30年度当初からの事業着手が最大限可能となるよう取り組んでまいります。 ・引き続き自治体を利用しやすい制度となるよう、申請スケジュール等の事務連絡については、引き続き早期の通知に努めてまいります。 ・今年度も、審査を踏まえて地方創生に取組む地方公共団体の継続かつ主体的な取組を支援するため、必要な情報の提供に努めてまいります。	【内閣府】 (2)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。 (イ)新採事業及び継続事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請書のスケジュールの初期及び申請に係る事務連絡等の早期提出について検討する。 (ロ)地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。 (ハ)事務相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。	

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>○申請期の申請受付理由と、短期間で審査に対応するための配慮についてはお示ししました。</p> <p>○今後の支援体制については、より一層の充実をお願いします。</p> <p>○申請スケジュールについては、今回の緊急企画については、大きな制度改正等を伴わず、昨年度より遅く12月までに済ませたいとの要望とありますが、大まかな見直し(昨年度より早くないかなど)だけで早くも1期前準備提供いただくよう配慮いただきたい。</p>		<p>【群馬県】 平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡において平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出期限を平成30年度当初予算案が確定する平成30年1月末とした上で、年度当初からの事業者手が可能となるようにしていただきたい。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>【内閣府】 (21)引き続き事前相談及びアウトリーチ支援等を積極的に実施し、申請自治体の事業の普及を支援してまいります。 (22)地方創生推進交付金については、以下の特恵を講ずる。 ①新規事業及び継続事業については、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの削削し及び申請に係る事務連絡等の早期発行について検討する。 ②地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。 ③事前相談や助言等の機会を設け、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。</p>	
<p>交付決定のスケジュールにより、前年度からの継続事業以外の新たな取り組みが年度当初から事業者手できず、また、申請要件を満たし、必要性が高いと考ええるものについても確保しない場合があるため、実行期・運用のままで、地方の自主的な取組や継続工事が確保されているものも、運用の改善を要する。</p>		<p>【神奈川県】 関係には「申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいります」とあるため、年度当初からの事業者手が確保可能となるよう、検討を進めていただきます。 さらに、地方創生推進交付金は、年度途中からの募集もあるが、募集締め切りから交付決定まで3か月程度かかっている。交付決定前の事業者手については、平成29年6月27日の地方創生推進交付金交付要綱改正により、その扱いが明記され(第5条の2)、事務局の承認を受けて事業者手することができるとしたが、事實上、事前着手が認められるは法的定款とみられる。そのため、自治体独自の判断により、事前着手が可能となるよう制度を改めていただきたい。</p> <p>【広島県】 ※来年度は前年度より2ヶ月前倒しした交付申請のスケジュールが事務連絡にて示されているが、同様に交付決定も2ヶ月前倒しし、年度当初からの事業者手を可能として頂きたい。 【福岡県】 事業再検討の参考とするため、審査結果と併せて、有識者の具体的なコメントや指摘事項など情報提供いただきたい。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>【内閣府】 (21)引き続き事前相談及びアウトリーチ支援等を積極的に実施し、申請自治体の事業の普及を支援してまいります。 (22)地方創生推進交付金については、以下の特恵を講ずる。 ①新規事業及び継続事業については、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの削削し及び申請に係る事務連絡等の早期発行について検討する。 ②地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。 ③事前相談や助言等の機会を設け、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。</p>	
<p>①適成化の進捗は理解しているが、現行、年度当初(4月1日付)に交付決定されないことにより、年度内執行が困難となるなど地方の事業執行に多大な影響を与えている。実施は、一定の場での事前着手が認められているが、現在在事業上認めないこととされ、地方側は混乱が広がっている。そのため、事前着手が認められずは、必ず年度当初(4月1日付)から事業者手できるように改善していただきたい。</p> <p>また、事業開始期には必ず交付決定が前提となるが、事業手前まで空白期間が生じることから、事前着手が可能となるよう制度改正を行っていただきたい。</p> <p>【埼玉県】 関係には「申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいります」とあるため、年度当初からの事業者手が確保可能となるよう、検討を進めていただきます。 さらに、地方創生推進交付金は、年度途中からの募集もあるが、募集締め切りから交付決定まで3か月程度かかっている。交付決定前の事業者手については、平成29年6月27日の地方創生推進交付金交付要綱改正により、その扱いが明記され(第5条の2)、事務局の承認を受けて事業者手することができるとはされたが、事實上、事前着手が認められるは法的定款とみられる。そのため、自治体独自の判断により、事前着手が可能となるよう制度を改めていただきたい。</p> <p>【広島県】 ※来年度は前年度より2ヶ月前倒しした交付申請のスケジュールが事務連絡にて示されているが、同様に交付決定も2ヶ月前倒しし、年度当初からの事業者手を可能として頂きたい。 【福岡県】 事業再検討の参考とするため、審査結果と併せて、有識者の具体的なコメントや指摘事項など情報提供いただきたい。</p>		<p>【群馬県】 平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡において平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出期限を平成30年度当初予算案が確定する平成30年1月末とした上で、年度当初からの事業者手が可能となるようにしていただきたい。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>【内閣府】 (21)引き続き事前相談及びアウトリーチ支援等を積極的に実施し、申請自治体の事業の普及を支援してまいります。 (22)地方創生推進交付金については、以下の特恵を講ずる。 ①新規事業及び継続事業については、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの削削し及び申請に係る事務連絡等の早期発行について検討する。 ②地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。 ③事前相談や助言等の機会を設け、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。</p>	
<p>近郊・都心部においては、土地の利用が細分化され劣化が進行している建築物と既に商業利用がなされた施設が併存しているなど、土地の利用が多岐化していることにより、都市再生緊急整備地域においては、急速な国際化等の社会情勢の変化に対応した都市機能の高度化等や防災機能の確保に取り組む必要があることから、市街地開発事業に当たっては、地方自治体が「当該地域の土地の活用促進が急務」であることと判断すれば事業実施できるという見直しを求める。</p> <p>また、都市再生緊急整備地域等に関する都市計画に関する建築規制の緩和限度を大きく設定することにより、環境的な耐火建築物を耐火建築物としての取扱いから除外することで、小規模な建築物の移転・再築が事実上困難となり、事業計画を立案する上で柔軟性がなくなるという懸念がある。</p>				<p>【全国知事会】 市街地開発事業の耐火建築物に関する建築規制については、地方分権改革推進委員会第2次報告を踏まえ、条例に要する、又は条例による補足を併用すべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>		<p>【内閣府】 (21)引き続き事前相談及びアウトリーチ支援等を積極的に実施し、申請自治体の事業の普及を支援してまいります。 (22)地方創生推進交付金については、以下の特恵を講ずる。 ①新規事業及び継続事業については、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの削削し及び申請に係る事務連絡等の早期発行について検討する。 ②地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。 ③事前相談や助言等の機会を設け、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。</p>	

内閣府「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)＞		各府庁からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支援事例	
91	B	地方に対する規制緩和	その他	公益法人に係る変更届出の提出書類の削減	公益法人が法令で定める経費の事業の必要があった場合に提出する変更届の簡略化	代表者や法人名称等の変更の場合は、変更事項を記載したかが文書に、変更後の代表者名、法人名等を記載した別紙を添付させているため、内容が重複している。	公益法人の事務負担が軽減される。	公益法人認定法第13条 同法施行規則第11条	内閣府	鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県	福島県、山梨県	-	公益法人が提出する変更届出のかが文書には、変更された項目・親筆を代表者、法人名称等に照らす記載していたこととしており、法人情報の変更内容(変更前後の名称を含む)を把握するために求めている。一方で、公益法人の基盤となる情報を蓄積の状況で一元的に整理・把握する必要から、変更届出の際に法人の基本情報を別紙に記載するよう求めている。 なお、今回の提案の趣旨である公益法人の事務負担の軽減に向けて、内閣府においても、公益法人が変更届等を提出する際に関するシステム改修の検討を進めているところ。
92	B	地方に対する規制緩和	その他	公益法人に係る事業報告書の提出書類の簡略化	社団法人に係る事業報告書の提出書類の簡略化	社団法人に係る事業報告書については、毎年度、社員名簿を添付させているが、直接の審査対象ではない。	公益法人の事務負担が軽減される。	公益法人認定法第22条 同法施行規則第38条	内閣府	鳥取県、京都府、兵庫県、徳島県	伊賀県	-	公益社団法人における社員は、最高議決機関である社員総会において議決権を有する等、基本的な確定要素とされている。このような法人に関する情報については、行政庁において公益法人に係る情報の公開(請求があった場合の閲覧)を行っている(公益法人認定法第22条第3項、第3項)ことから、行政庁への閲覧請求に対応するために、公益法人に対して、事業報告等の提出の際に社員名簿の添付を求めない(併せて整理)。 なお、法人の事務負担の軽減のため、事業報告等に添付する社員名簿は新たに作成することを求めず、既に法人において作成されている社員名簿(一般法人法第31条)を添付していただくこととしている。
93	B	地方に対する規制緩和	その他	移行法人に係る公益目的支出前の実施完了確認の提出書類の削減	実施完了年度において、実施完了確認が行われて、その完了確認の提出書類として提出されたら、その年度で実施報告書を重複して提出する必要はない旨の周知。	移行法人に係る公益目的事業の実施完了確認を求めるとともに、提出済の実施報告書が添付書類として提出されたら、その年度で実施報告書を重複して提出する必要はない旨の周知。	移行法人の事務負担が軽減される。	整備法第124条 同法施行規則第34条	内閣府	鳥取県、岡山県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県	福島県、山梨県、愛媛県	-	公益目的支出計画の實施完了確認請求及びこれに対する行政庁の確認が行われた場合には、その移行法人(整備法第124条)の認可を受けて移行の負担をた、一般社団法人又は一般財団法人であって公益目的支出計画の實施完了の確認を受けていないものをいう。以下同じ。に該当しないため、整備法上の公益目的支出計画実施報告書の提出を重複して求めることとされていない。その理由は以下のとおりである。 ・移行法人は、自ら作成した公益目的支出計画に基づく公債のみの支出をすることにより、公益目的の支出計画に相当する額を公益目的に支出した場合には、公益目的の支出計画の實施が完了したことの確認を行政庁に求めることができることとなっている。(整備法第124条) ・その際、移行法人は、公益目的支出計画実施完了確認の請求書に公益目的の報告書の提出とされた事業年度に係る計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書を添付して、提出することとなっている。(整備法施行規則第24条) ・公益目的支出計画の實施が完了したことの確認を受けた移行法人は、当該確認を受けた日から公益目的支出計画に基づく義務が解除され、行政庁による監督も終了することから、公益目的支出計画実施報告書の提出義務もなくなる。(整備法第123条) 今回の制度提案を踏まえ、上記の制度趣旨については、移行法人の負担を増やすことのないよう、改めて製造所長に通知してまいります。

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の観点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する法律(平18法4) (平成29年12月26日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
内閣府では次年度後半からの適用を目指してシステム改修を現在進行中と伺うが、今回の提案の公益法人の変更箇所等の詳細削減もシステム改修に反映させるなど、公益法人の事務負担の軽減に向けて一層努めていただきたい。	-	-	-			現在、利用者（公益法人及び行政）の利便性向上等のため、平成30年10月の運用開始を目指して改修システムの開発を行っている。その設計工程に当たっては、利用者アンケートの結果を反映させた改善を行うなど、公益法人の事務負担の軽減という観点も踏まえ、検討を進めてまいりたい。	〔内閣府〕 〔16〕公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平18法4) 公益社団法人又は公益財団法人の変更の届出や事業報告等の提出に係る手続については、都道府県等の事務負担を軽減するため、当該手続に用いる新しいシステムの運用を平成30年度中に開始する。
事業報告の審査において社員名簿は必須書類と思われなかったが、公益法人に係る情報の公開（請求があった場合の閲覧）に行政が対応するためにも、公益法人に対して、事業報告等の提出の際に社員名簿の添付を求めているとの回答は、情報公開を推進する観点から理解できる。 但し、社員名簿は、審査内容の審査が出来ないので、情報公開の対象とならない住居入り社員名簿は、毎年提出が義務づけられている事業報告の添付書類から除外することとしていただきたい。なお、事業報告に添付する社員名簿の他に住居入りの社員名簿が適切に作成保管されていることの確認は、3年に1回実施する法人立入検査時に行えば十分と考える。	-	-	-			公益社団法人における社員は、最高議決機関である社員総会において議決権を有する等、基本的な権利義務とされており、公益法人認定法上、社員に関係する規定が公益認定及び監督の基準として設けられている。 例えば、公益法人認定法第9条第3項において社員は特別の利益を有しないものであることが規定されており、この規定の適合性に関し、疑義が生じた場合には、特別の利益を受けた疑いのある者が実際に社員である又は社員であったかを含めて確認が必要が生じる。また、公益法人認定法第9条第4項において「暴力団員等がその事業報告を支配するもの」が突換事由として規定されており、状況に応じて社員に暴力団員等が含まれるかを確認する必要が生じるおそれがある。 上記のような疑義への適合性に関し、監督上の必要に応じて迅速に確認を行うためには、毎年度、社員名簿の提出を求める必要がある。御指摘のとおり、定期的な立入検査においても、社員名簿が適切に作成・保管されているかを確認すが、定期的な立入検査は、監督上必要な書類の提出を定期的に求めることとは別に行われるものであり、また、法令によりその細度等が規定されているものではないことから、立入検査の際には社員名簿の提出を受けることにより、毎年度の社員名簿の提出を代替することはできない。 また、認定への適合性に関し確認を行う際には、社員の氏名・住所を合わせて確認することにより、同姓同名の者を排除することができ、精度の高い確認が行えることから、住所を省いた社員名簿の提出を求める必要がある。 その一方で、公益法人の事務負担の軽減も重要であると考えられることから、行政に提出する社員名簿の様式を定めておらず、一般法人法第31条の規定により既に作成することとされている社員名簿を添付していただいている。 さらに、今回の提案の御指摘である公益法人の事務負担の軽減に向けては、公益法人が事業報告等（社員名簿を含む）の提出に利用する電子申請システムについて、平成30年10月の運用開始を目指して、改修システムの開発を行っている。その設計工程に当たっては、利用者アンケートの結果を反映させた改善を行うなど、公益法人の事務負担の軽減という観点も踏まえ、検討を進めてまいりたい。	〔内閣府〕 〔16〕公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平18法4) 公益社団法人又は公益財団法人の変更の届出や事業報告等の提出に係る手続については、都道府県等の事務負担を軽減するため、当該手続に用いる新しいシステムの運用を平成30年度中に開始する。
公益目的支出計画の実施が完了した移行法人は、実施報告書を別に提出する必要はなく、既に完了確認請求が行えるという点について、従来と変わっていないだけで、移行法人の負担を増やすことのないよう、上記の制度趣旨について改めて都道府県に周知したいと考えているが、都道府県と合わせて移行法人に対して、早期に周知徹底するようにはしていただきたい。	-	-	-			御提案を踏まえ、事業年度終了後3か月以内に、公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けた場合は、当該事業年度に係る公益目的支出計画実施報告書については、別途提出する必要はない旨、改めて認可行政庁（都道府県）に周知してまいりたい。 また、公益目的支出計画の実施完了確認に係る認可行政庁の事務負担については、個別の移行法人の状況や、認可行政庁における処理方法及び業務状況に応じて、当該事務負担に必要と認められるものを把握し、これらの事項を把握せず、移行法人に対し一律のつづらに上記の説明を届けた場合、移行法人に対して実施報告書の提出が不要となつたかのような過大な負担が生ずると、移行法人による認可行政庁への事務負担増に関する問合せの増加を招くおそれがあるなど、移行法人及び認可行政庁の負担を増加させる可能性がある。このため、上記説明に関しては、個別の移行法人の状況等を把握する認可行政庁から、必要に応じて周知されるべきものと整理し、認可行政庁に対して、制度趣旨等を踏まえた本件提案に係る見解の周知を行ってまいりたい。	〔内閣府〕 〔17〕一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成28年4月26日法律第17号) 移行の認可を受けた一般社団法人又は一般財団法人で、移行時に保有する公益目的のために支出すべき財産の額に相当する金額を目的のために支出することにより増やすための公益目的支出計画の実施の完了確認を受けていない法人（以下この事項において「移行法人」という。）による都道府県等への公益目的支出計画実施報告書（以下この事項において「報告書」という。）の提出期間に関する問合せの増加を招くおそれがあるなど、移行法人及び認可行政庁の負担を増加させる可能性がある。このため、上記説明に関しては、個別の移行法人の状況等を把握する認可行政庁から、必要に応じて周知されるべきものと整理し、認可行政庁に対して、制度趣旨等を踏まえた本件提案に係る見解の周知を行ってまいりたい。